

現時点でのイメージであり今後の
検討により変わり得る点に留意

BIM図面審査 制度説明会

2025年12月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 制度に関する説明

- 背景
- BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿
- BIM図面審査の概要
- BIM図面審査における申請・審査の流れ
 - BIM図面審査の申請・審査環境の準備
 - BIMデータ等の作成（申請者）
 - 申請・審査の手順
- ICBA確認申請用CDE
- BIM図面審査関係のツールなど
- 今後のスケジュール
- その他

2. 質疑応答

■資料の凡例

新規

: 7月の制度説明会資料に新たに加えた頁

図版新規

: 7月の制度説明会資料に新たに加えた（あるいは差し替えた）図版

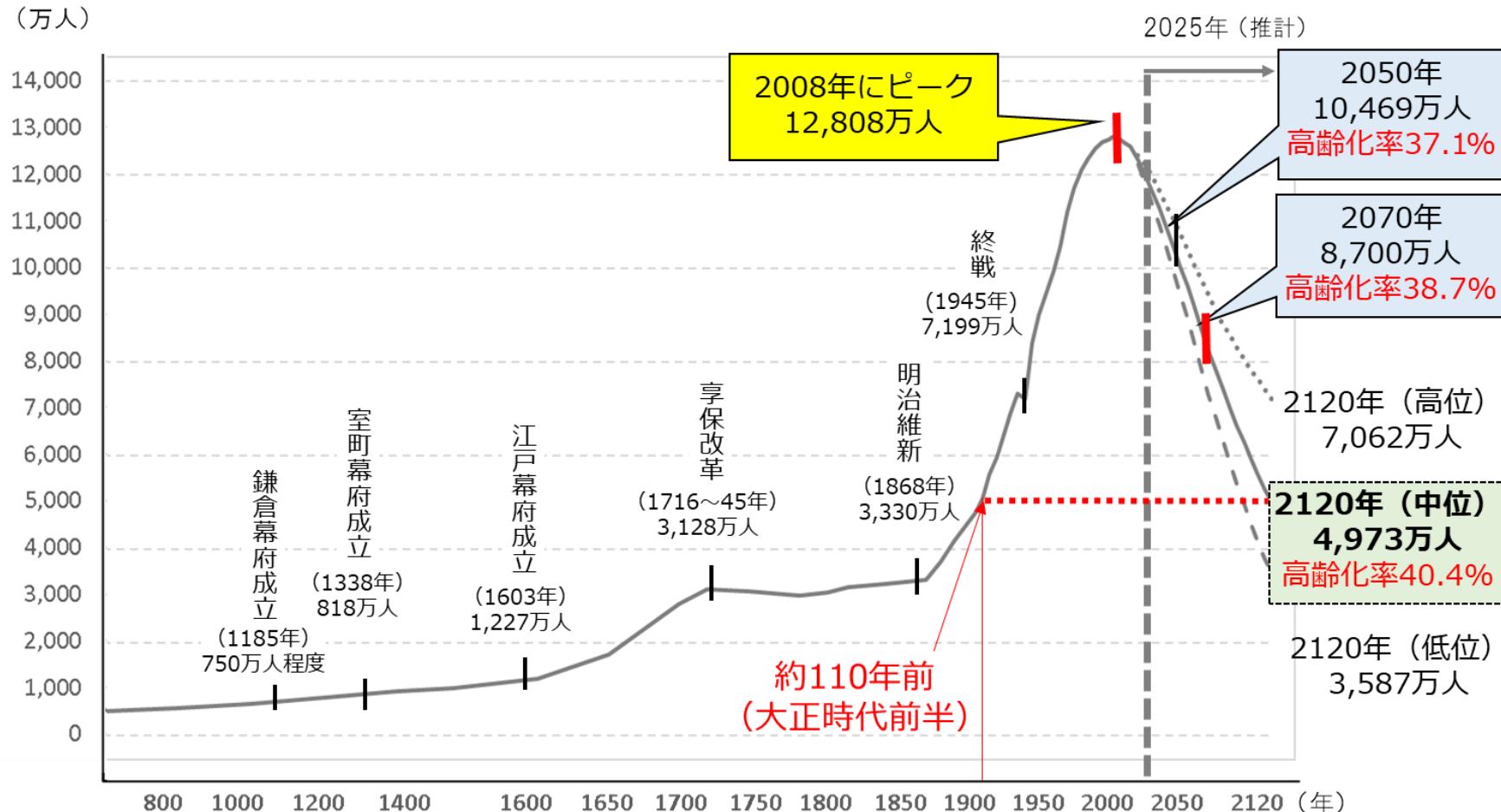
BIM図面審査

: 7月の制度説明会資料から加筆修正した文言

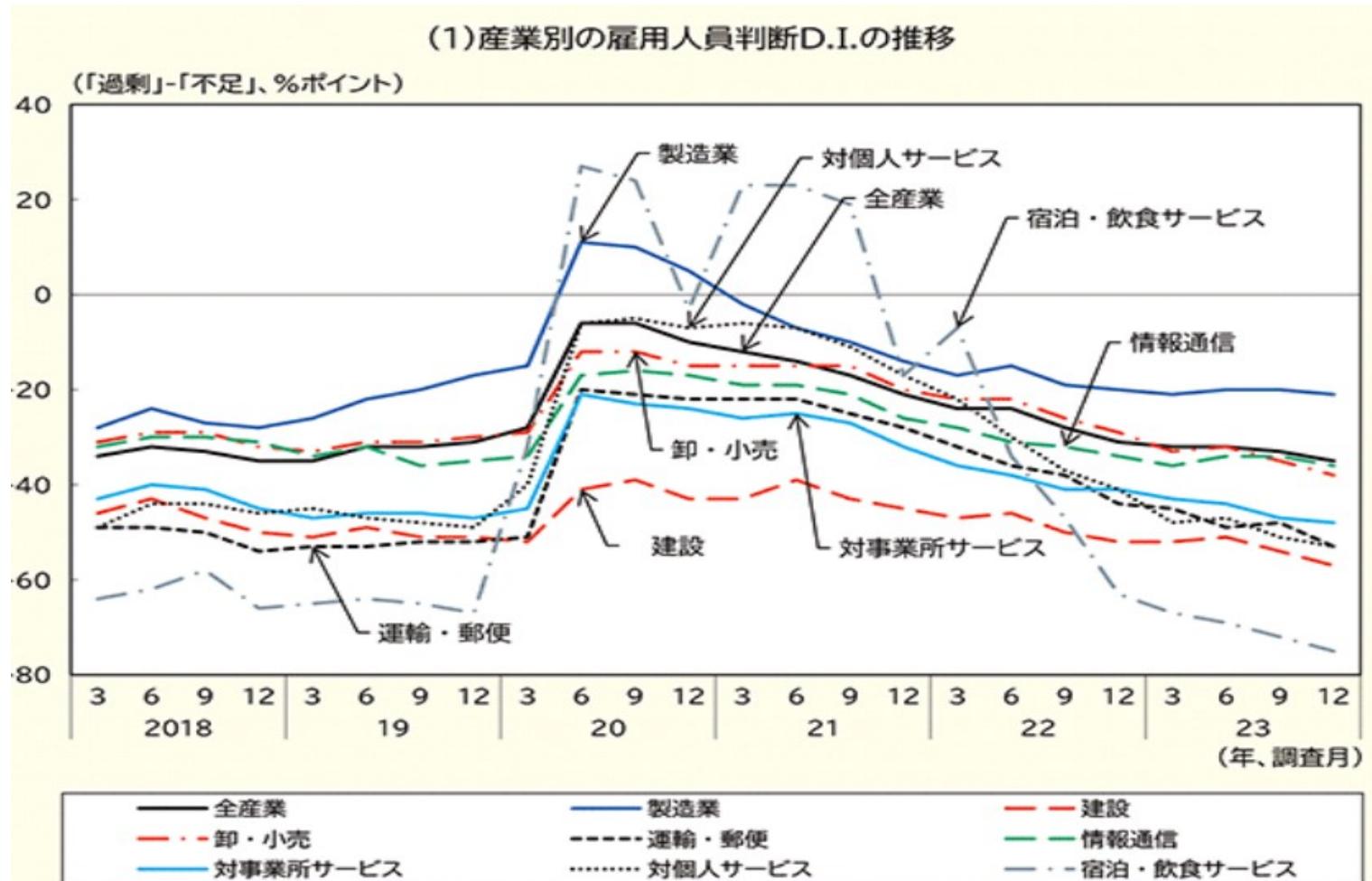
背景

- ・ 日本の人口の長期推移
- ・ 日本の深刻な人手不足
- ・ 一級建築士の高齢化

- 日本の人口は、2008年をピークに急激に減少。また、高齢化率は約4割で推移する見込み。

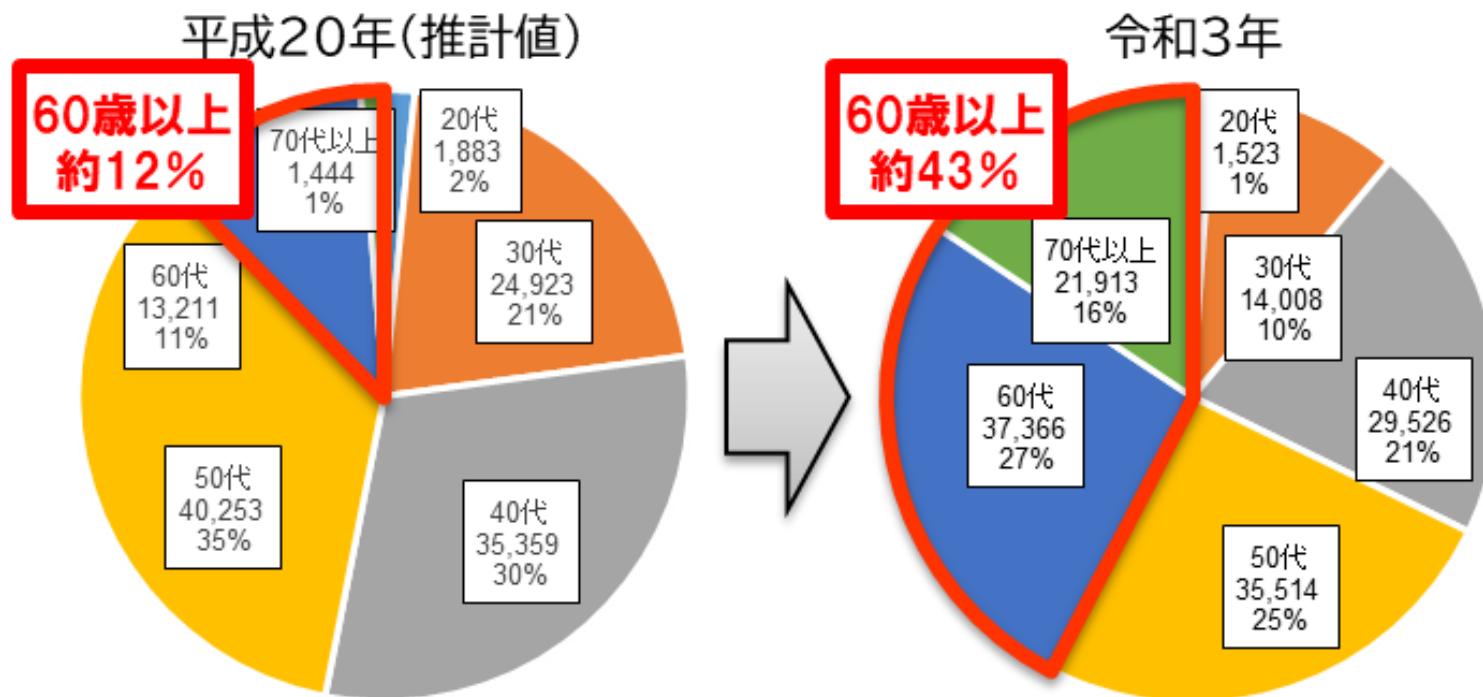


- 人手不足の問題が深刻化しており、特に建設業では一貫して人手不足。



(出所) 令和6年厚生労働白書

- 一級建築士（所属建築士）の高齢化が進んでおり、60歳以上の割合が4割（約10年前と比べ3倍）。



BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿

- BIM (Building Information Modelling) とは
- 建築BIMの活用による将来像
- 建築BIMの普及に向けた取組
- 建築BIM推進会議について
- 審査TFにおける～2025年度成果までの主な取組内容
- BIM図面審査とBIMデータ審査
- BIMによる建築確認とBIM活用の目指す姿

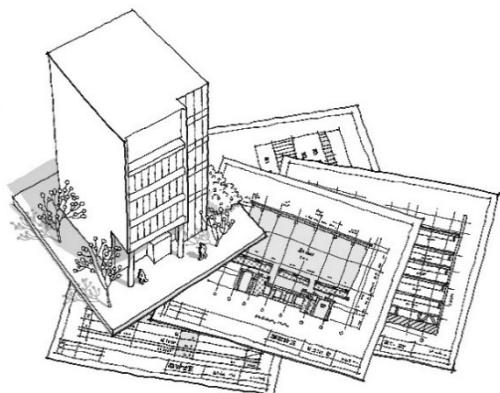
- BIMとは、①及び②の情報が入った「建物情報モデル」を構築するシステム。

①3次元の形状情報

②室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報

現在の主流 (CAD)

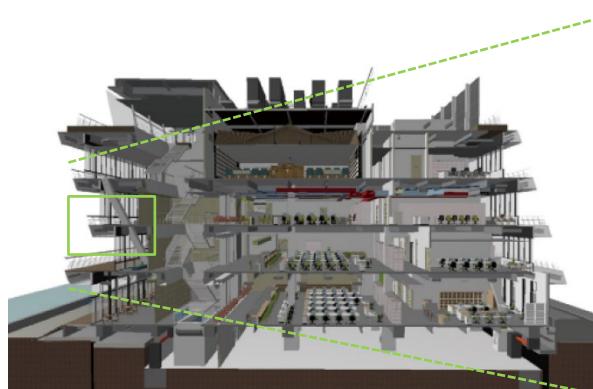
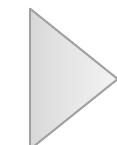
- 図面は別々に作成
- 壁や設備等の属性情報は図面とアナログに連携
- 竣工後は設計情報利用が少ない



平面図・立面図・断面図／構造図／設備図

BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス

- 1つの3次元形状モデルで建物をわかりやすく「見える化」し、コミュニケーションや理解度を向上
- 各モデルに属性情報を付加可能
- 建物のライフサイクルを通じた情報利用／IoTとの連携が可能



BIMモデル
(建物全体)



BIMモデル
(室内部分を拡大)

〈壁の属性情報〉

- ・壁仕上、下地材
- ・壁厚
- ・遮音性能
- ・断熱性能
- ・不燃・準不燃・難燃
- ・天井裏の壁の有無 等

〈柱の属性情報〉

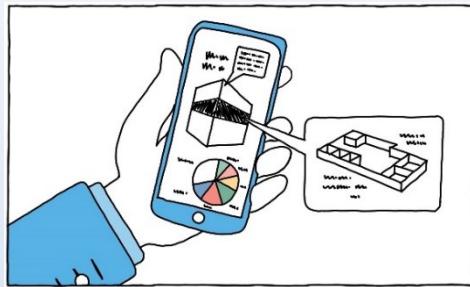
- ・構造、材種
- ・材料強度
- ・仕上、下地材
- ・不燃・準不燃・難燃 等

〈開口部の属性情報〉

- ・開閉機構
- ・防火性能
- ・断熱性能
- ・金物、錠、ハンドル 等

高品質・高精度な
建築生産・維持管理の実現

いいものが



- 3Dモデルの形状と属性情報により空間を確認できることで、建築のプロでない人でもイメージを共有
- 設計・施工時の情報が一元管理されることで、建築生産の効率的な品質管理を実現
- 完成後も活用可能なデータにより、最適な維持管理、資産管理、エネルギー・マネジメントを支援

高効率なライフサイクルの実現

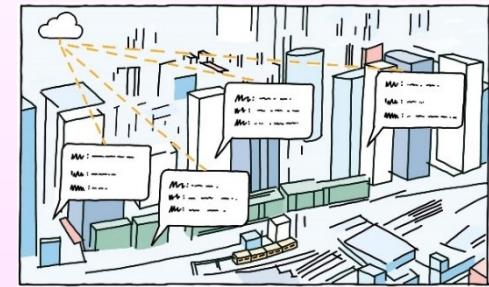
無駄なく、速く



- 投資効果の可視化（コストマネジメント）による迅速な意思決定
- 設計・施工・維持管理段階の円滑な情報の伝達により、無駄のない建物のライフサイクルを実現
- 設計・施工の各工程の作業効率化
- 維持管理の省力化の実現
- 海外との共通・競争基盤としてのBIMの確立

社会資産としての
建築物の価値の拡大

建物にも、
データにも
価値が



- 適正かつリアルタイムな資産評価・資産管理の実現
- センサー等との連携による建築物へのサービスの拡大
- ビッグデータ・AIの活用による建築物を起点とした新たな産業の創出
- インフラプラットフォームとの融合による最適なリスク管理の実現

建築BIMの普及に向けた取組

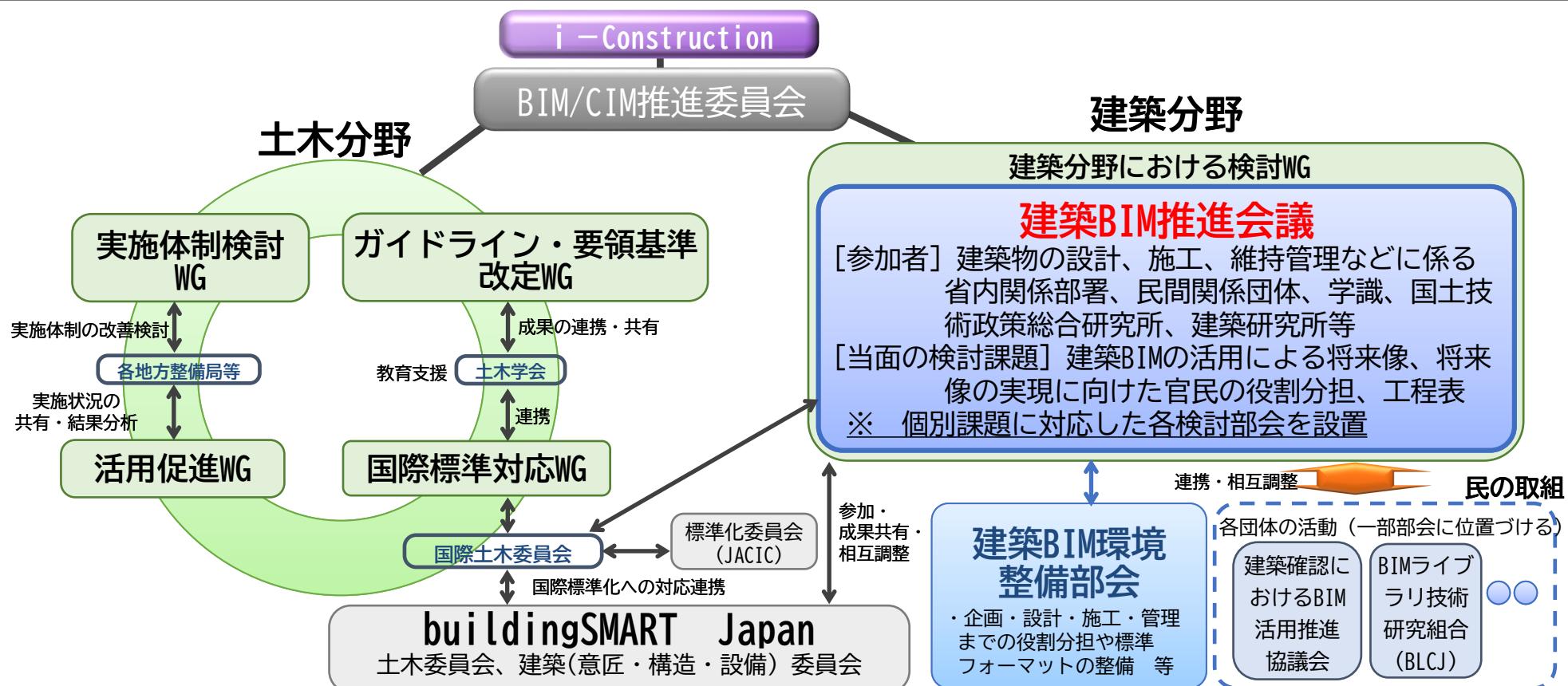


- ① BIMによる確認申請を可能に
- ② 設計・施工・維持管理間の横断的な活用の円滑化
- ③ 維持管理・運用段階の利用促進
- ④ 中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進

社会実装を加速化

建築BIM推進会議について

- 建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIMを通じ情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図るため、官民が一体となってBIMの推進を図るため建築BIM推進会議を省内に構築（既存のBIM/CIM推進委員会の下に建築分野における検討WGとして構成）。
- 建築BIM推進会議においては、各分野で進んでいる検討状況の共有や建築BIMを活用した建築物の生産・維持管理プロセスやBIMのもたらす周辺環境の将来像を提示するとともに、個別課題に対応するための検討部会を設け、建築BIM活用に向けた市場環境の整備を推進。



- 部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化。

建築BIM推進会議

[参加者] 建築物の設計、施工、維持管理などに係る省内関係部署、民間関係団体、学識、国土技術政策総合研究所、建築研究所等

部会①

国土交通省

BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備

【R5新設】

戦略WG

各TFの進捗管理、部会①の部会長への報告

【R5新設】

審査TF

[BIMによる建築確認の環境整備]

[リーダー：部会3]

【R5新設】

標準化TF

[データ連携環境の整備]

[リーダー：部会5]

一般財団法人
建築行政情報
センター(ICBA)

BIMを活用した確認検査
の運営支援

部会②

BIMライブラリ
技術研究組合
(BLCJ)

BIMの形状と属性情報
の標準化

部会⑤

buildingSMART
Japan

BIMの情報共有基盤の整備

部会③

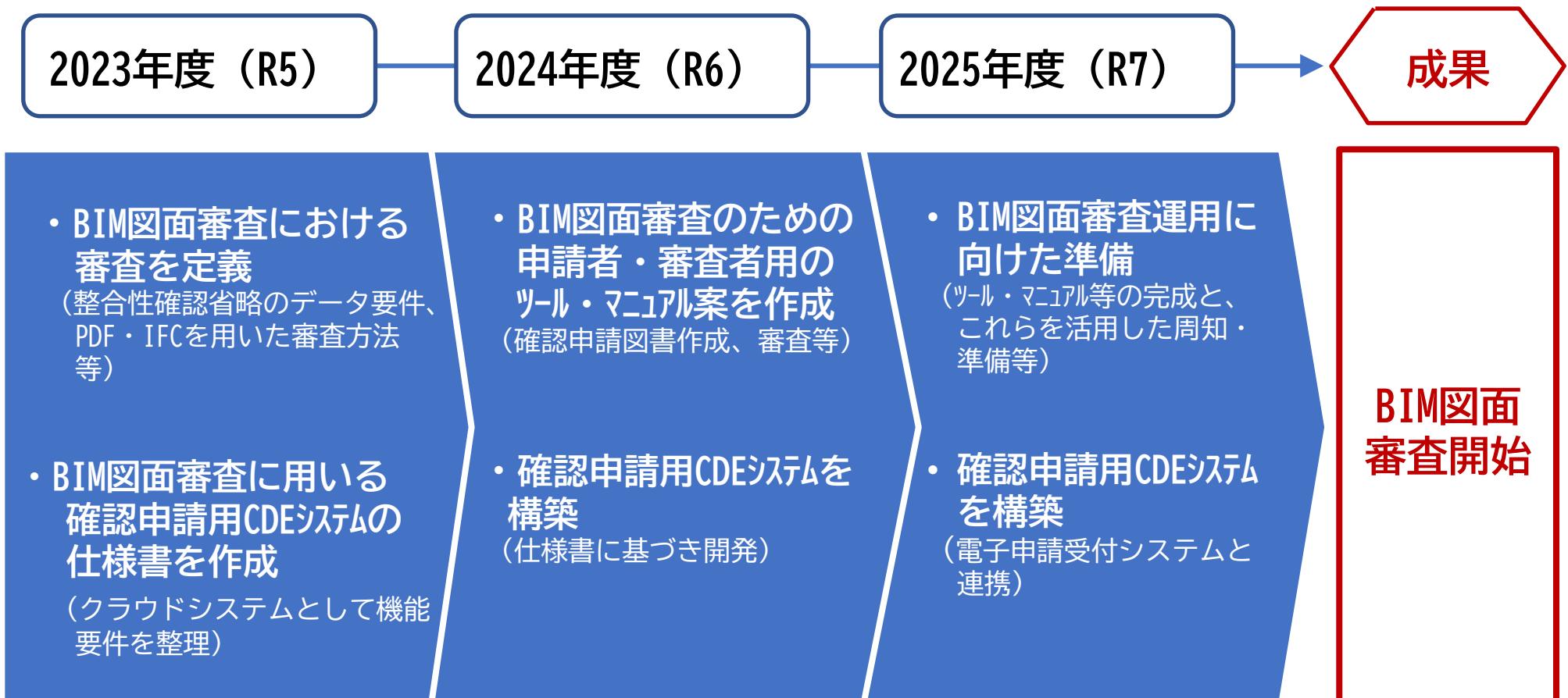
建築確認における
BIM活用推進
協議会

BIMを活用した確認検査
の実施

部会④

日本建築積算
協会

BIMによる積算の標準化



BIM図面審査

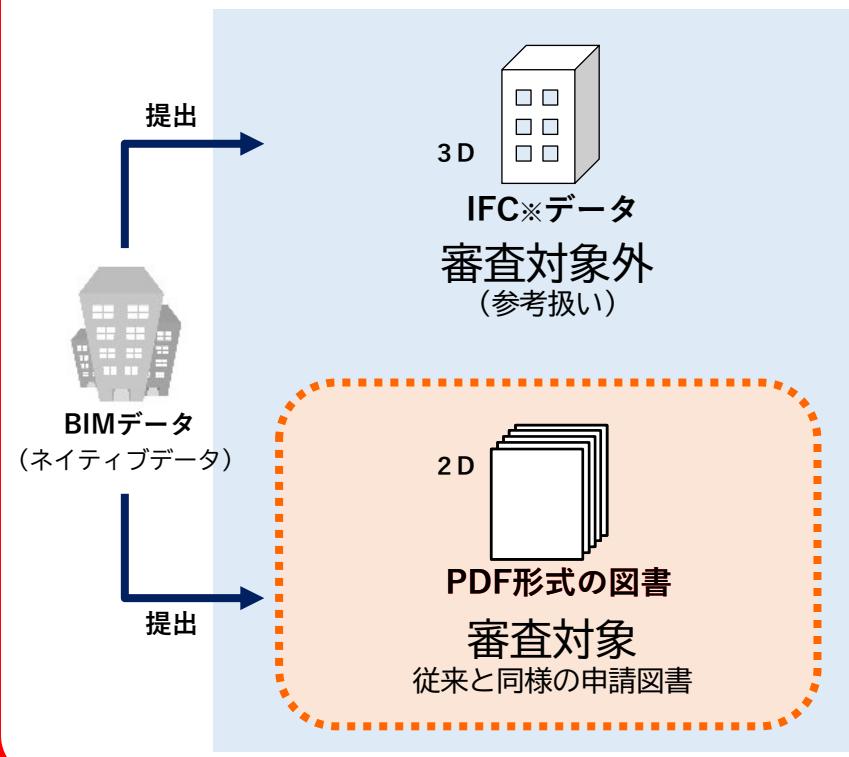
BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年4月1日
(予定)

開始

2027年度～

順次拡大



BIMデータ審査

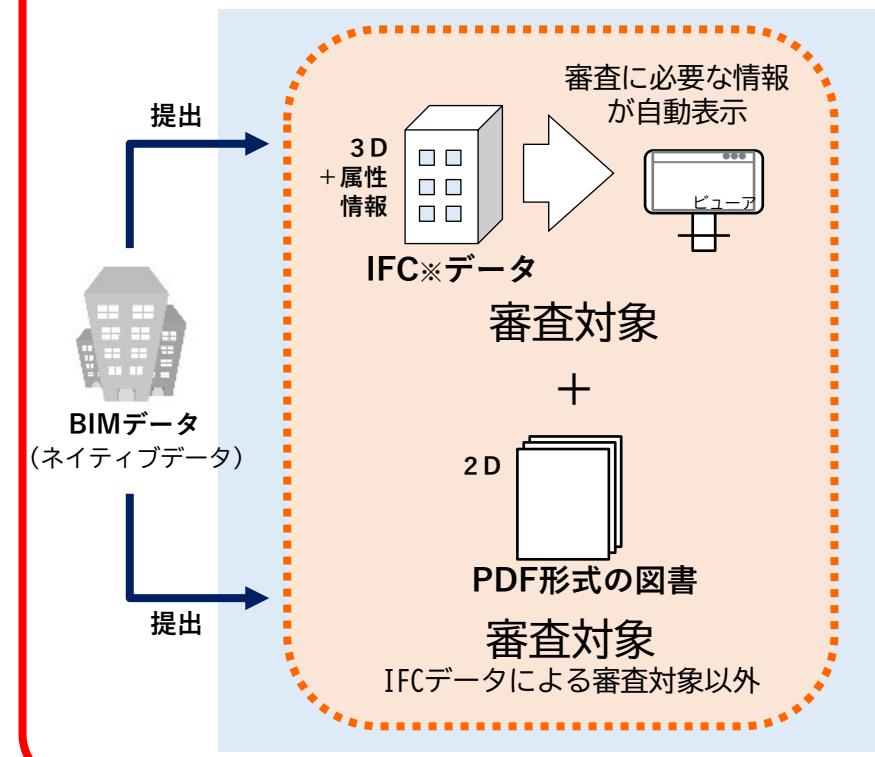
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化 (審査期間の更なる短縮) に寄与

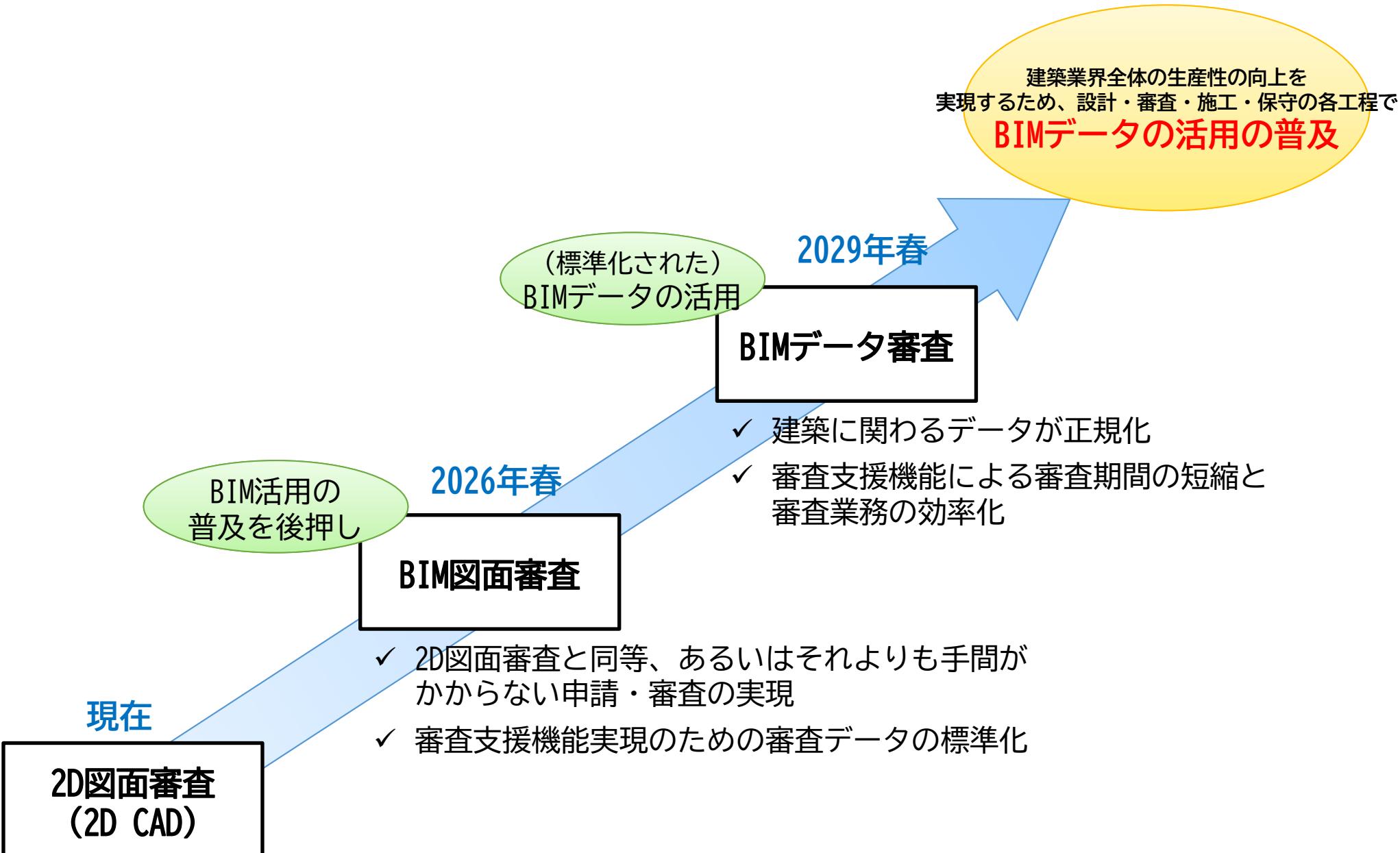
2029年春

開始

将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大





BIM図面審査の概要

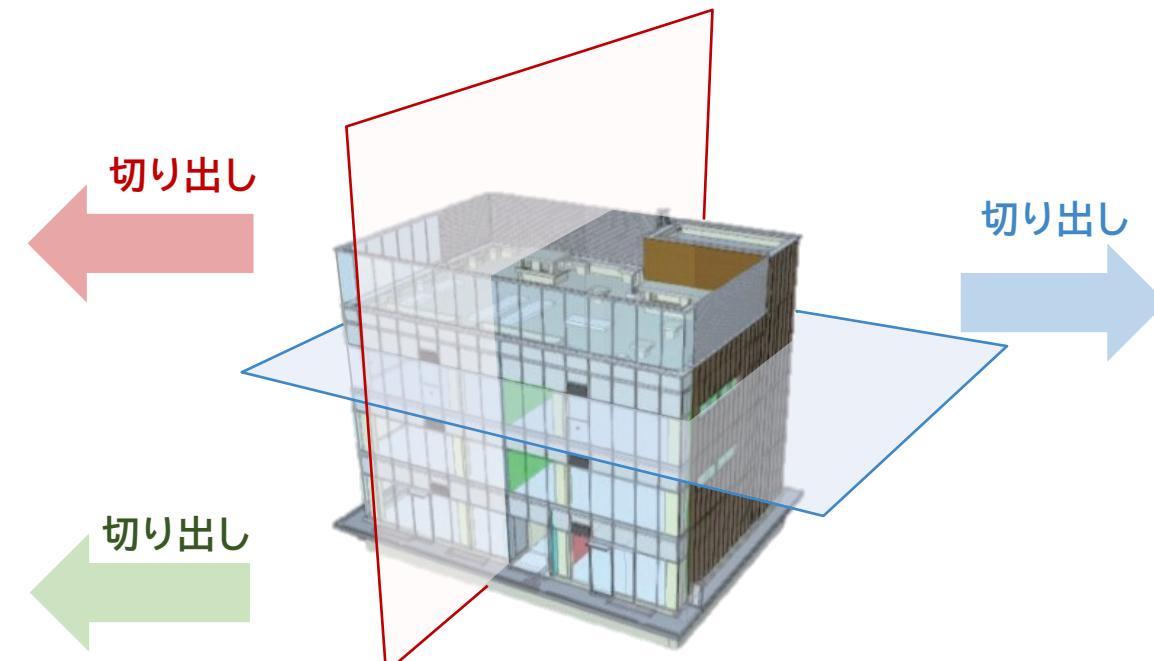
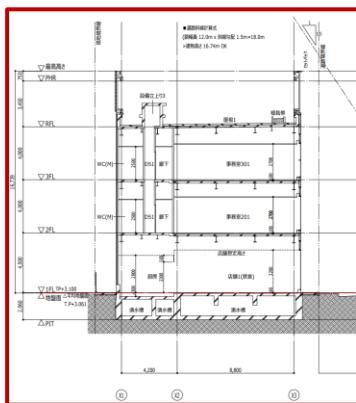
- BIMによる設計手順とその特徴
- BIMによる建築確認のありかた
- BIM図面審査の概要
- 整合性確認省略の仕組み
- BIMによる建築確認のメリット

<BIMによる設計を行う場合の手順>

- 3次元の建物モデル（3Dモデル）を作成し、室の名称や材料の仕様などの情報（属性情報）を入力。
- 3Dモデルを切り出して形状を表示し、入力された属性情報から室の名称等必要な情報を表示して図面を作成。

<BIMによる設計を行う場合の特徴>

- 建物の3Dモデルが作成される。
- 3Dモデルからの切り出しや入力された情報の表示により、整合した図面や表が作成しやすい。



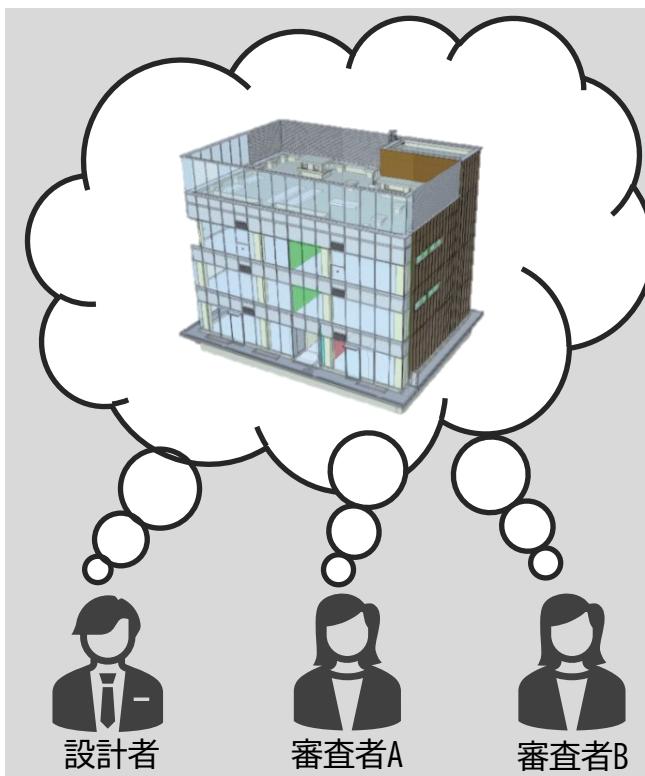
3Dモデルからの切り出しのイメージ



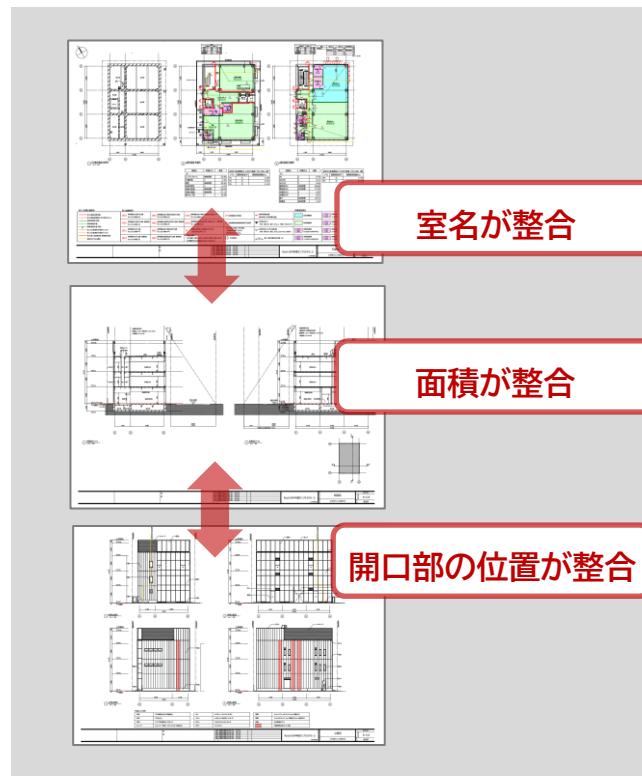
<BIMによる確認申請 (BIM図面審査) の方針>

1. 図面の作成に使用した3Dモデルを申請時に提出することで建物の形態把握を容易にする。
2. BIMにより図面作成を行った範囲においては、審査における整合性の確認を省略する。
3. 3Dモデルの閲覧ができる機能と、図面データの管理ができる申請・審査用のプラットフォーム（確認申請用CDE）を利用する。

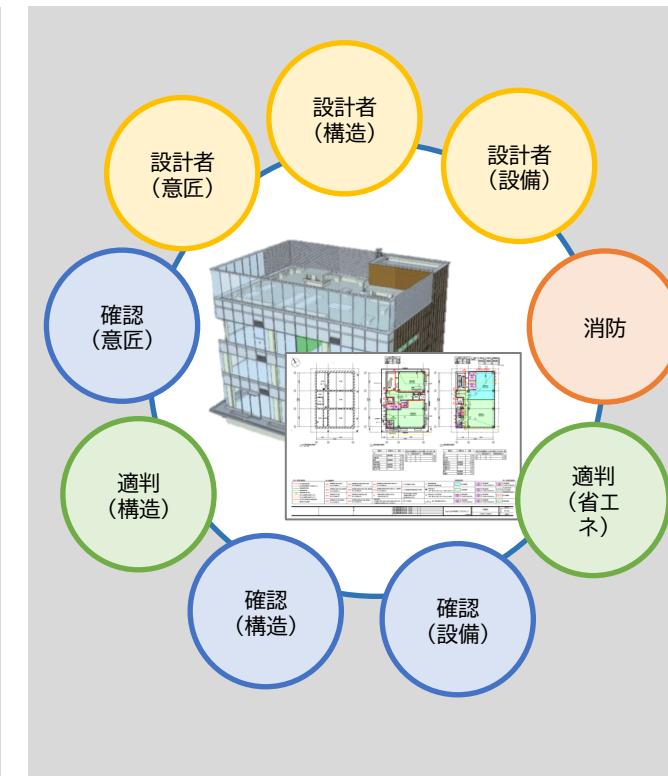
これらの方針により、確認申請の申請・審査の効率化を進めることを目指す。



3D形状による建物把握の容易さ



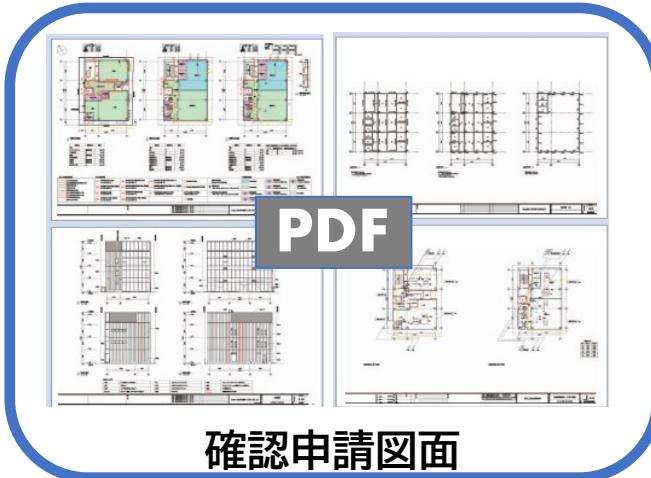
3Dモデルからの切り出しによる各図面間の整合



申請・審査用のプラットフォーム
(確認申請用CDE)

1. 図面の作成に使用した3Dモデルによる建物の形狀把握

- 3Dデータをすることで、図面だけではわかりにくい建物の形狀を理解しやすくなる。
- 法規上条件の厳しい箇所の特定がしやすくなる。



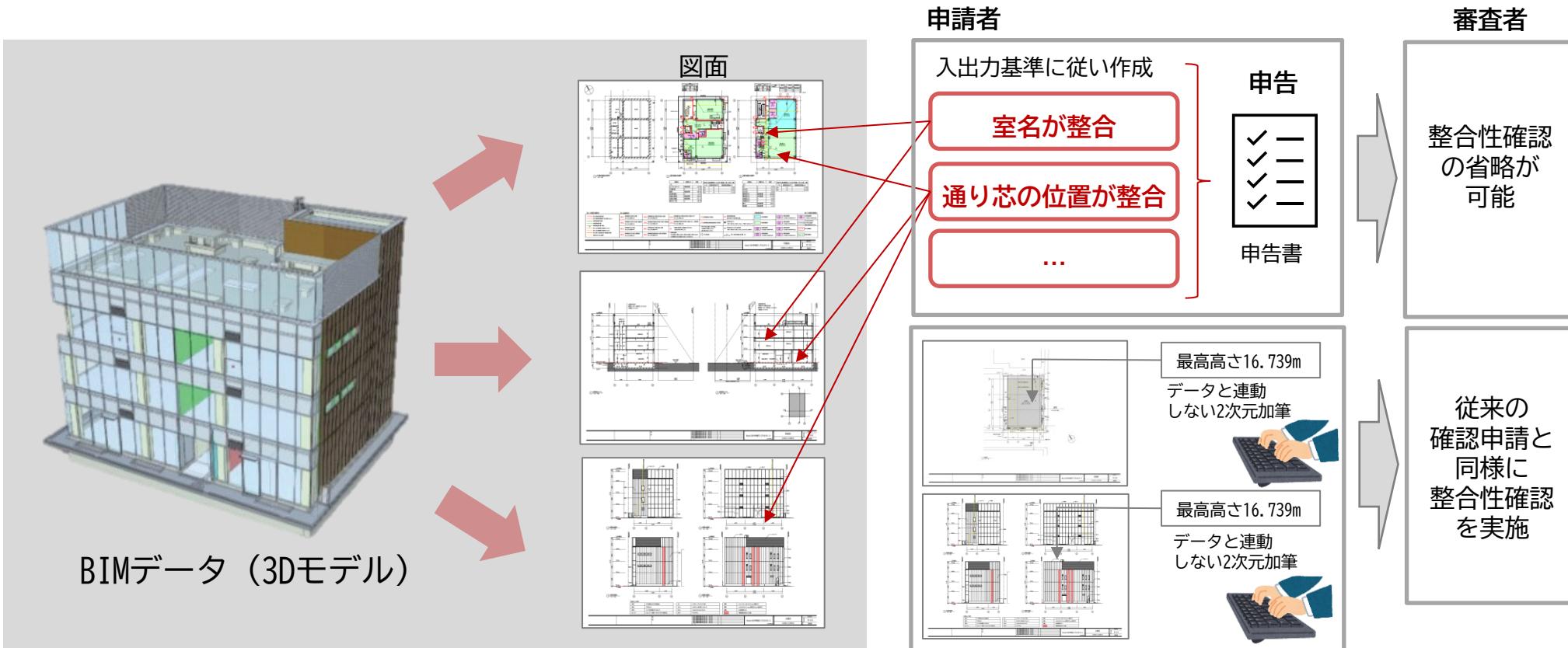
- 確認申請図面に加え、IFCデータをBIMビューアで閲覧することで、建築物の形狀に係る審査者の理解が向上することが期待されます。

高さ制限の厳しい位置は、
IFCデータ（立体）で
見るとわかりやすいな…



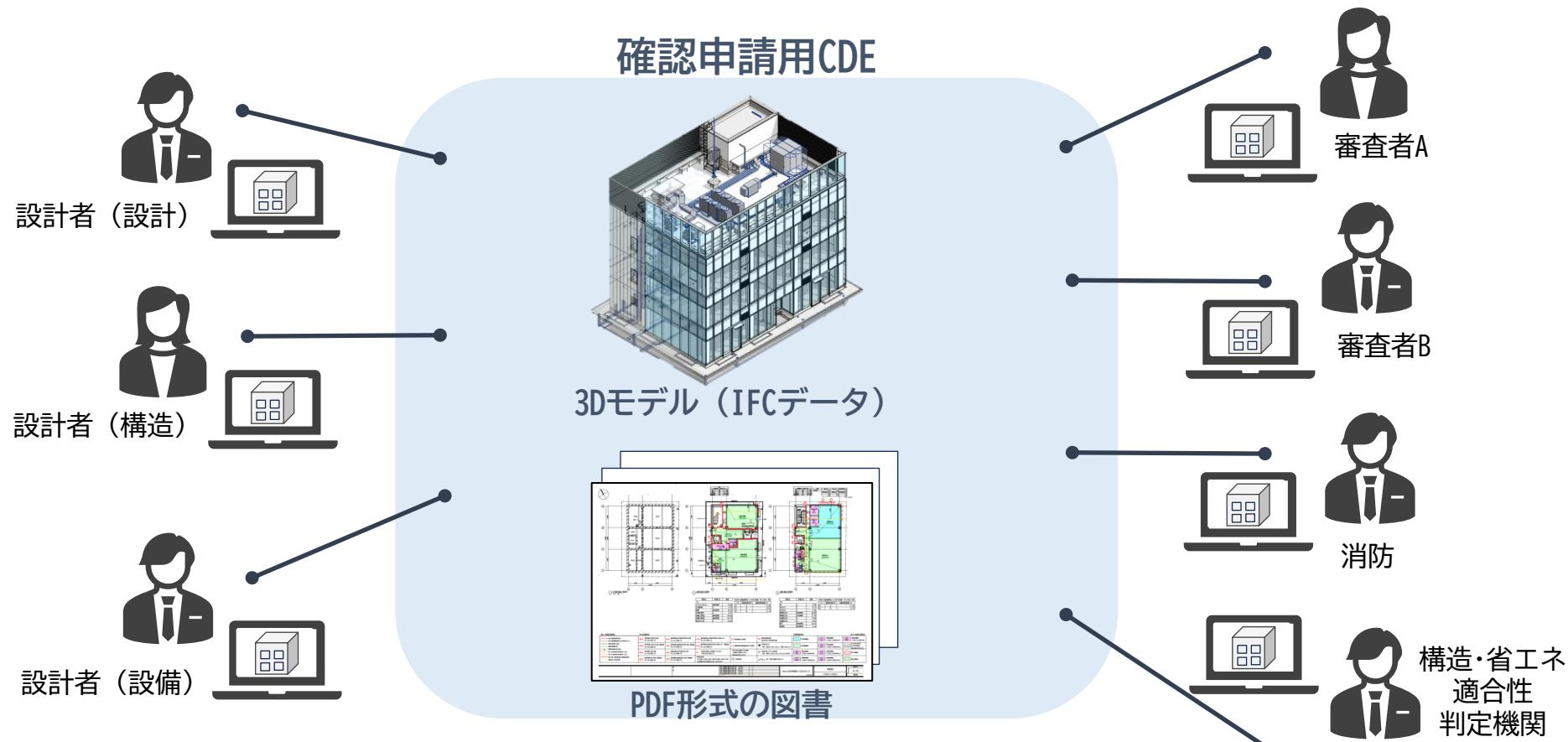
2. BIMにより図面作成を行った範囲における整合性確認の省略

- 図面作成の方法（入出力基準）を遵守する必要がある。
- 該当する項目は、設計者が申告する。（申告書）
- 申告書に基づき対象となる図面・項目について、審査者は整合性確認の省略ができる。



3. 図面データ管理・3Dモデル閲覧が可能な申請用のプラットフォーム（確認申請用CDE）の利用

- 3Dデータ閲覧にかかる負担（BIMソフトごとの環境を用意するコストや操作方法）の軽減される。
- 図面のステータス（審査中、指摘回答待ちなど）管理や指摘事項送付機能等により効率化できる。



- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、これを活用してPDF形式の図書とIFCデータを書き出します。また、入出力基準に従っている旨の申告書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEにアップロードし、確認申請を行います。
- 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査※を行います。

※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用

○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、
BIMデータを作成

作成にあたり、
参考テンプレートを使用する
ことが可能
(使用は必須
ではない。)

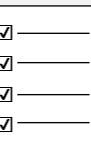


BIMデータ
(ネイティブデータ)

BIMデータからIFCデータ
(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力



一部の図書
はCAD等で
作成しPDF化
(②-2)



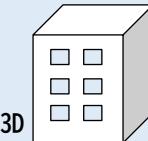
入出力基準に
従いBIMデータ
の作成等を行
ったことを
チェック(③)

申請者（設計者）

①②③
を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

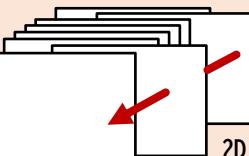
①IFCデータ※2



審査対象外 (参考扱い)

審査対象

②PDF形式の図書 (従来と同様の申請図書)



整合性確認※3
(一部を省略)
申告書による申告に基づき、
一部の整合性確認を省略

③入出力基準適合申告書

入出力基準に従いBIM
データの作成等を行
ったことについて、設計者
が申告する書類



BIMビューアにより閲覧し、
形状の把握・理解に利用



審査者



- 整合性の確認
- 明示事項の審査
- 法適合の審査

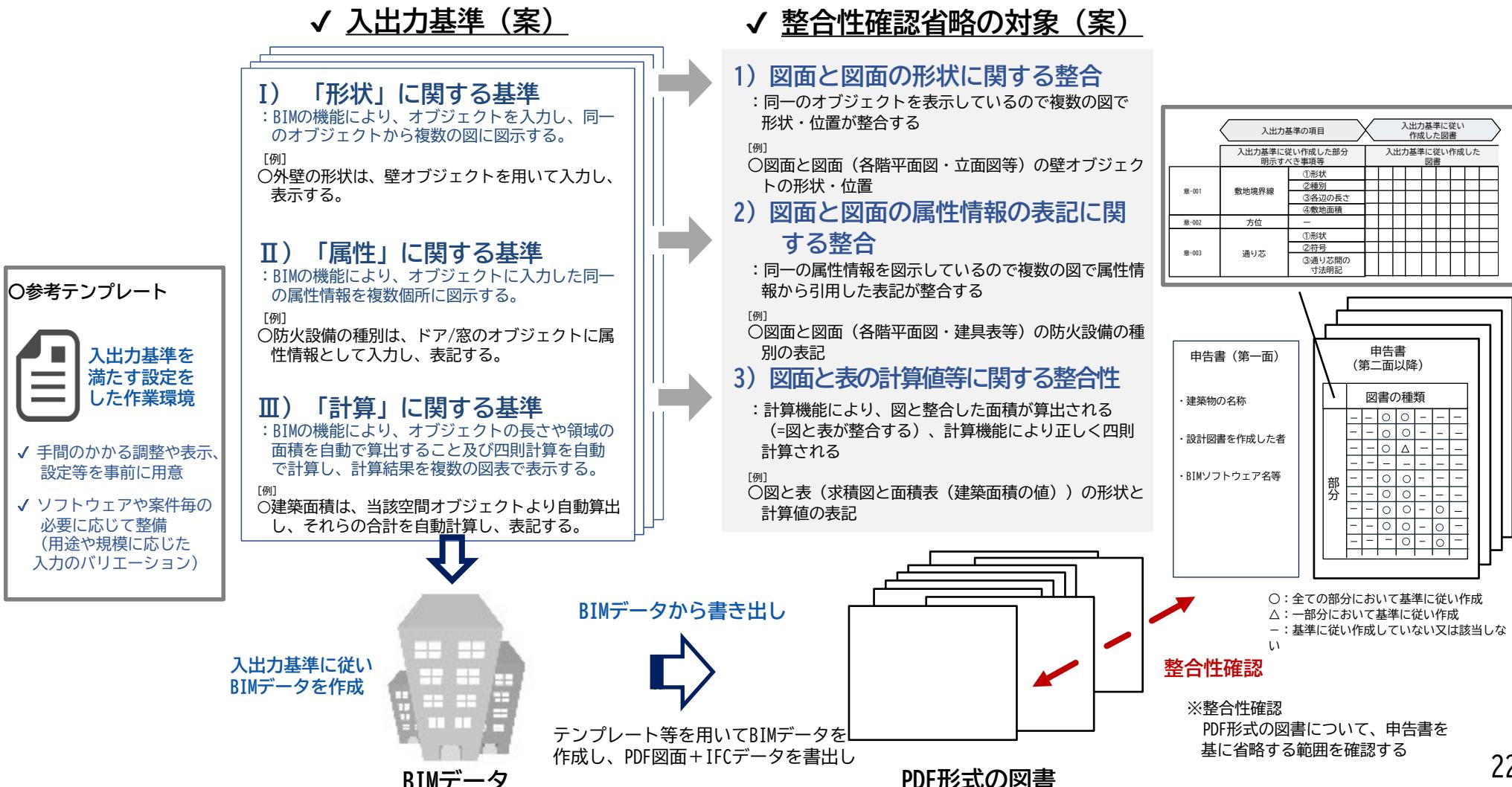
整合性の確認を省略する範囲を確認

※1 ICBA確認申請用CDEの審査環境を標準とする

※2 BIMの共通ファイルフォーマット

※3 図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

- 設計者は、入出力基準に従い入力・出力（表示・表記）を行い、書き出したデータであることを申告します。
- 審査者は、設計者の入出力基準への適合の申告に基づき、当該事項について整合性確認を省略することができます。



- 現時点で想定されるBIM図面審査のメリットは以下の通りです。

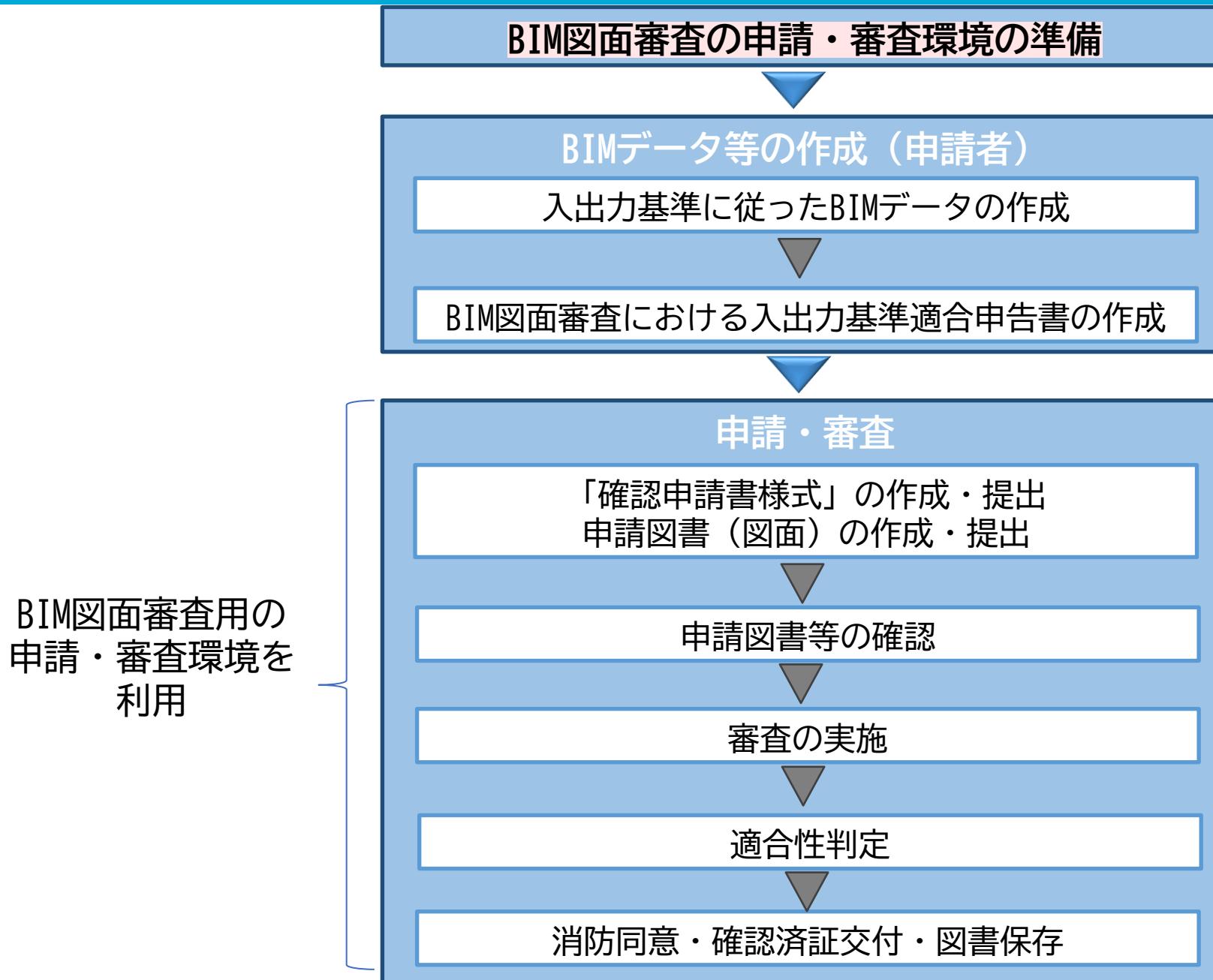
申請者のメリット

- BIMソフトウェアを使用し、整合性の高い申請図書の作成を容易に行うことができます。
- 窓口に出向かずWebにより自社から申請や指摘事項の対応が行うことができ、申請作業の効率化を図ることができます。
- 審査の効率化で、審査期間の短縮が期待できます。

審査者のメリット

- 設計内容の容易な把握や整合性確認の一部省略で、審査作業の効率化を図ることができます。
- 確認申請用CDEの使用で、複数人による並行作業、遠隔拠点やテレワークでの作業が可能となります。

BIM図面審査における 申請・審査の流れ

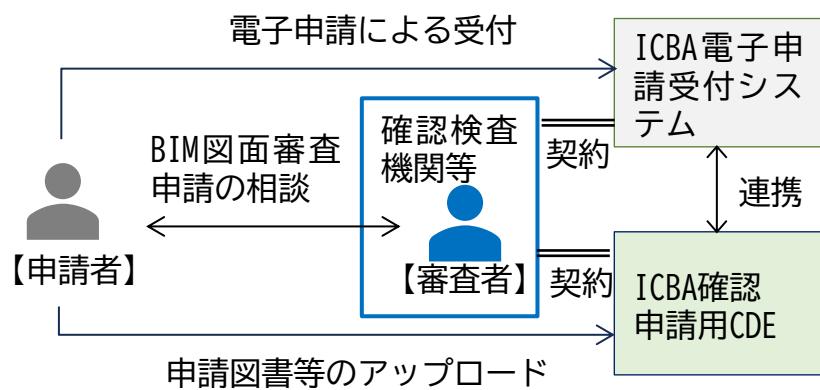


BIM図面審査の申請・審査環境の準備

- BIM図面審査では、確認検査機関等※1がICBA確認申請用CDE、若しくはこれらと同等の環境を準備する必要があります。
- ICBA確認申請用CDEでは、ICBA電子申請受付システム※2との連携した利用を標準とします。

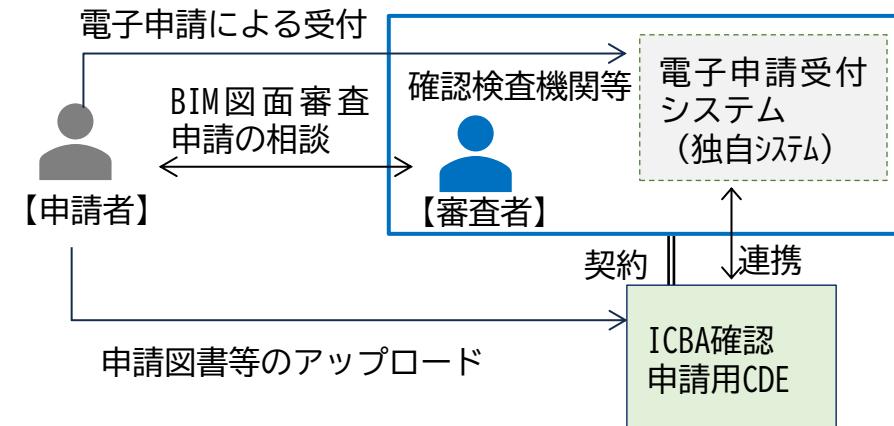
<BIM図面審査による確認申請環境の例>

①ICBA電子申請受付システムを利用する場合 (電子申請受付システムを持たない確認検査機関等の場合)



- ・ ICBA電子申請受付システム及びICBA確認申請用CDEのサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ

②電子申請受付システムを持つ確認検査機関等の場合

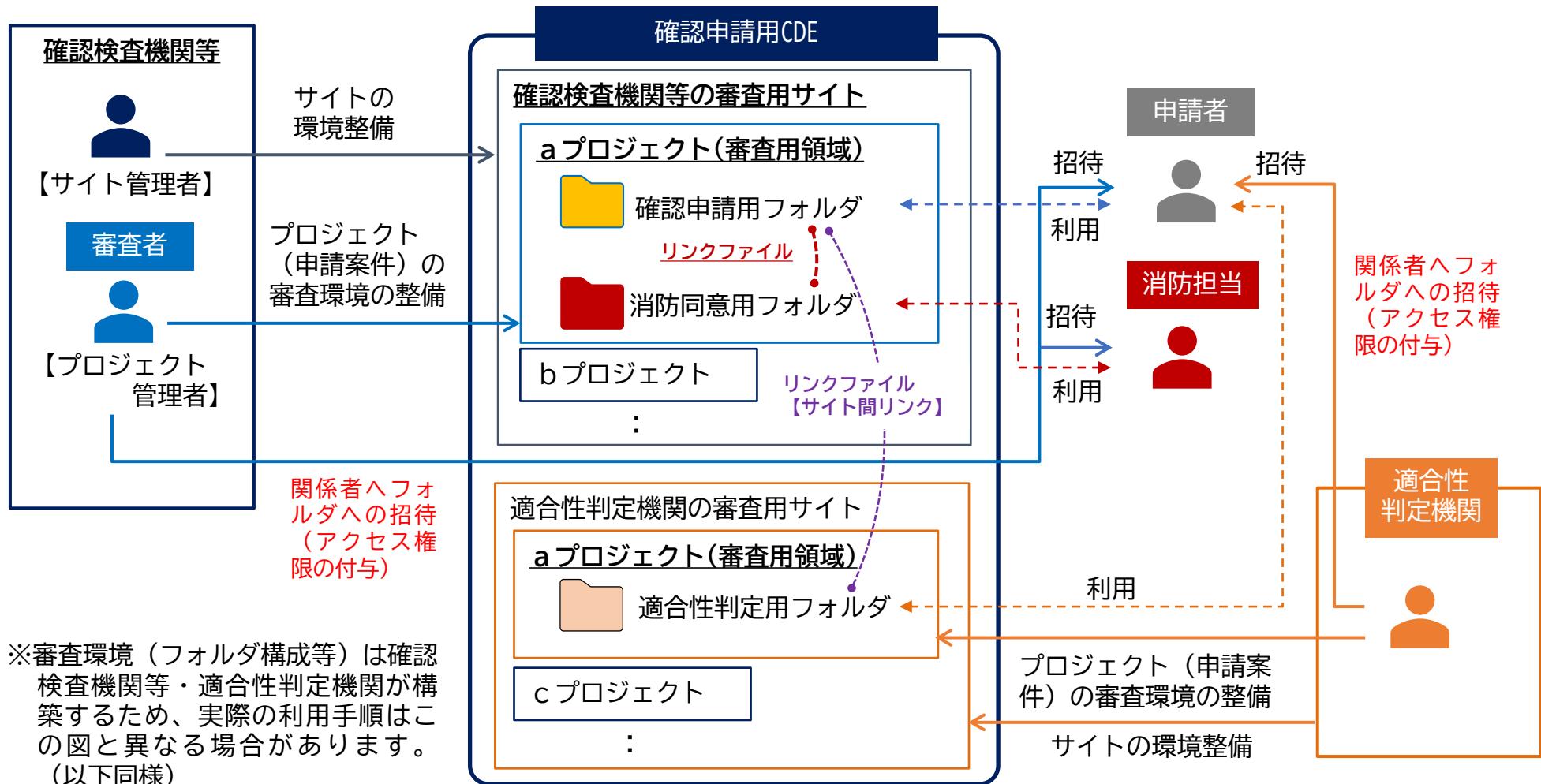


- ・ ICBA確認申請用CDEのサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ
- ・ ICBA確認申請用CDEと連携するための電子受付システムのシステム改修等を行う

※1 指定確認検査機関及び特定行政庁

※2 一般財団法人建築行政情報センターにより整備された電子申請受付システム

- 審査を行うにあたり、確認検査機関等は確認申請用CDEに確認検査機関等のサイトを開設し、審査用領域（確認申請用フォルダ及び消防同意用フォルダ）を準備します。
- また、適合性判定機関においても確認申請用CDEに適合性判定機関のサイトを開設し、審査用領域（適合性判定用フォルダ）を準備します。

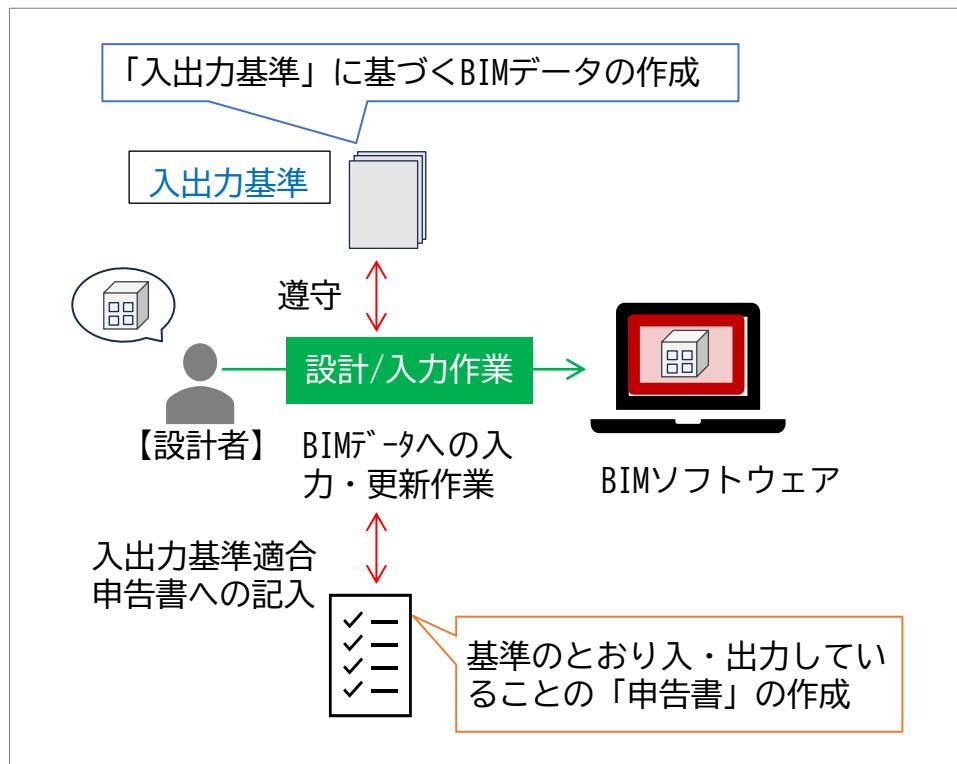


BIMデータ等の作成（申請者）

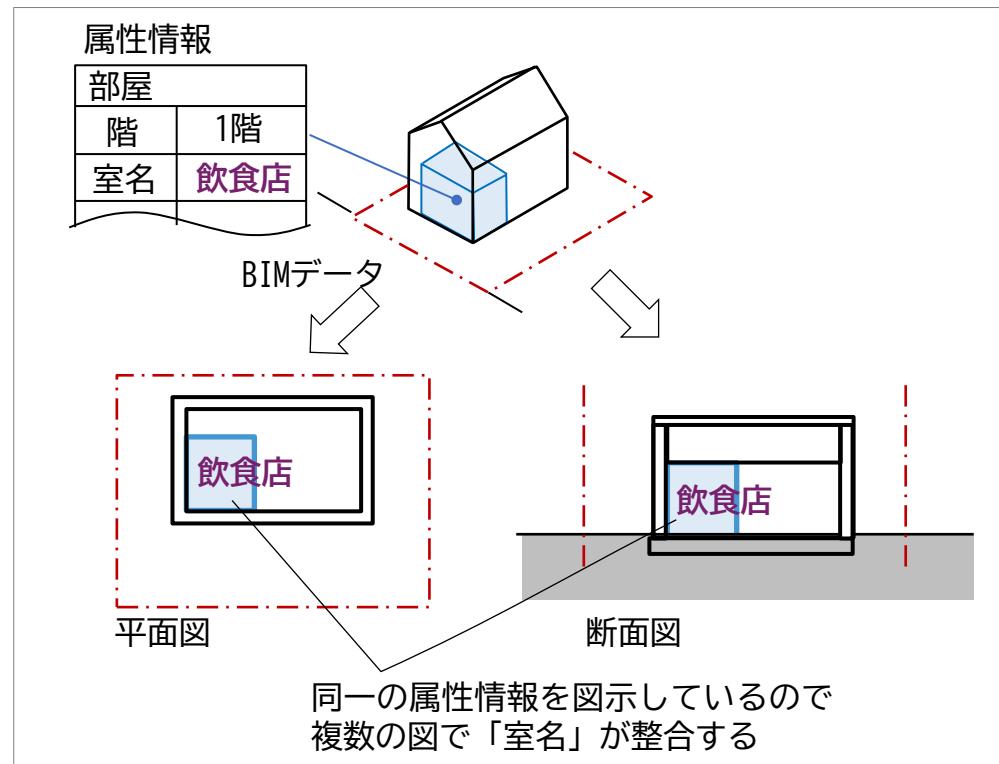
- ・ 入出力基準に従ったBIMデータの作成
- ・ 入出力基準について
- ・ BIM図面審査における確認申請図書表現標準について
- ・ BIM図面審査における入出力基準適合申告書の作成
- ・ 入出力基準に基づく申告の方法 例

「(仮称)BIM図面審査 申請・審査マニュアル(案)」令和7年11月/建築BIM推進会議 審査TF
III. 申請者側の準備 (P21~46) 参照

- 「出入力基準」は、BIMデータの作成に関し、情報を「入力」する方法と、「出力」する（形状等の情報を表示・表記すること）方法を定めたものです。
- 整合性確認の省略は、申請者がBIMの特性を活かした「入力」及び「出力」を的確に行うことではじめて可能となります。
- このため、申請者には、出入力基準のとおり「入力」及び「出力」していることを申告する「出入力基準適合申告書」の作成・提出が求められています。



BIM図面審査を想定したBIMデータの作成



BIMの特性を活かした入出力と原理的に整合する部分の例

- 「出入力基準」は「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン」の「別紙1」に掲載されています。
- 「別紙1」の「出入力基準」については、「用語の定義」、「一般事項」、「意匠・構造・設備の分野ごとの出入力基準」（次スライドで説明）により構成されています。
- 「一般事項」については、基準の基本的な考え方とともに意匠・構造・設備の各分や共通する事項や出入力において行ってはならない事項を「禁止事項」として定めています。

【ガイドライン 別紙1】

<出入力基準 目次構成>

1 用語の定義

2 一般事項

2-1 概要

2-2 共通事項

2-3 禁止事項

2-4 その他

3 意匠・構造・設備の分野ごとの出入力基準

3-1 意匠

3-2 構造

3-3 設備

3-3-1 機械設備

3-3-1 電気設備

出入力基準の目次構成※

出入力基準（意匠）※の具体例

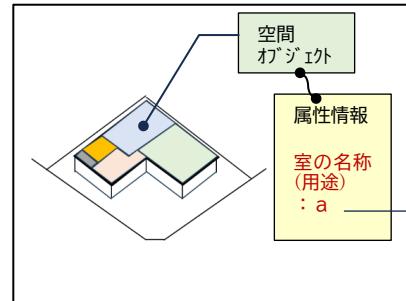
意-008 各室の用途

①室名等

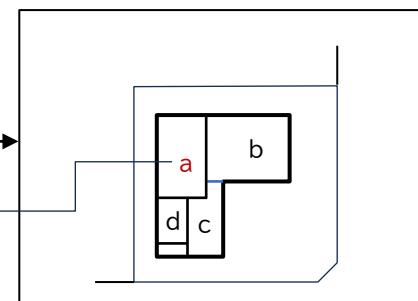
- ・各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

【整合性省略の内容】⇒室の名称（用途）

【入力】



【出力（表示・表記）】



出入力基準※の例と、入力・出力（表示・表記）のイメージ

- 「意匠・構造・設備の分野ごとの入出力基準」には、意匠、構造、設備（機械設備・電気設備）の各分野ごとの基準のほか、構造・設備分野と意匠分野との整合性に関する事項も定めています。

＜入出力基準（事前公表版）の項目＞

部門	意匠	構造	設備
事項	意-001 敷地境界線 意-002 方位 意-003 通り芯 意-004 外壁 意-005 軒、ひさし等 意-006 間仕切壁 意-007 各室の用途 意-008 各階基準線 意-009 各階の床・軒・ひさし・屋根 (天井のない場合は、屋根) 意-010 建築面積の求積に必要な建築物 の各部分の寸法及び算式 意-011 各階の各室の床面積の求積に必 要な建築物の各部分の寸法及び算 式 意-012 防火区画等 意-013 防煙壁による区画（令第126条の 2） 意-014 開口部 意-015 防火設備 意-016 非常用の進入口等 意-017 令112条第16項に規定する部分 意-018 令第126条第1項に規定する手す り壁、さく又は金網	○意匠図との整合性に関する事項 ○構造分野の事項 <共通> 共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線 <基礎> 基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎 <鉄筋コンクリート造> RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版(デッキ床含む) RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁 <鉄骨造> S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 鋼板床 S-005 斜材 S-006 鋼板壁	○意匠図との整合性に関する事項 ○機械設備分野の事項 機-001 外壁、間仕切壁、開口部 機-002 敷地境界線 機-003 通り芯 機-004 各室の用途 機-005 各階の各室の床面積の求積に必要 な建築物の各部分の寸法及び算式 機-006 各室の天井高さ 機-007 防火区画等 機-008 令第112条第16項に規定する部分 機-009 防煙壁による区画（令第126条の 2） 機-010 給気機及び排気機 機-011 排煙設備 ○電気設備分野の事項 電-001 外壁、間仕切壁、開口部 電-002 敷地境界線 電-003 通り芯 電-004 各室の用途 電-005 防火区画等 電-006 令第112条第16項に規定する部分 電-007 非常用の照明装置

- 「意匠・構造・設備の分野ごとの入出力基準」については現在、見直しを行っており、2026年1月ごろに初版を公開予定です。

<入出力基準（初版）の項目のイメージ> (赤字: 事前公表版から名称・番号の変更が予定されているもの)

部門	意匠	構造	設備
事項	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地関係 <ul style="list-style-type: none"> 意-001 敷地境界線 意-002 地盤面及び平均地盤面 ●基準線関係 <ul style="list-style-type: none"> 意-003 方位 意-004 通り芯 意-005 各階基準線 ●建築要素 <ul style="list-style-type: none"> 意-006 外壁 意-007 間仕切壁 意-008 各階の床、屋根、軒及びひさし等 意-009 各階の天井 意-010 開口部 ●領域・空間要素 <ul style="list-style-type: none"> 意-011 各室の用途 意-012 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-013 各室の用途各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ●防火・避難関係 <ul style="list-style-type: none"> 意-014 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定） 意-015 防煙壁による区画（令第126条の2の規定） 意-016 防火設備 意-017 非常用の進入口等 意-018 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網 	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠図との整合に関する事項 ○構造分野の事項 <ul style="list-style-type: none"> ●基準線関係 <ul style="list-style-type: none"> 共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線 ●建築要素 <ul style="list-style-type: none"> <基礎> <ul style="list-style-type: none"> 基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎 基礎-003 地盤改良工法 <鉄筋コンクリート造> <ul style="list-style-type: none"> RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版(デッキ床含む) RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁 <鉄骨造> <ul style="list-style-type: none"> S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 鋼板床 S-005 斜材 S-006 鋼板壁 	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠図との整合に関する事項 ○機械設備分野の事項 <ul style="list-style-type: none"> ●基準線関係 <ul style="list-style-type: none"> 機-001 敷地境界線 ●建築要素 <ul style="list-style-type: none"> 機-002 通り芯 ●領域・空間要素 <ul style="list-style-type: none"> 機-003 外壁 機-004 間仕切壁 機-005 各階の床、屋根、軒及びひさし等 ●防火・避難関係 <ul style="list-style-type: none"> 機-008 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定） 機-009 防煙壁による区画（令第126条の2の規定） ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 機-010 給気機及び排気機 機-011 排煙設備 ○電気設備分野の事項 <ul style="list-style-type: none"> ●基準線関係 <ul style="list-style-type: none"> 電-001 敷地境界線 ●建築要素 <ul style="list-style-type: none"> 電-002 通り芯 ●領域・空間要素 <ul style="list-style-type: none"> 電-003 外壁 電-004 間仕切壁 電-005 各階の床、屋根、軒及びひさし等 ●防火・避難関係 <ul style="list-style-type: none"> 電-008 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定） ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 電-010 非常用の照明装置

- 「意匠・構造・設備の分野ごとの入出力基準」のうち構造については、木造（軸組工法・枠組壁工法）の入出力基準：素案を、12月10日の環境整備部会で公開しました。
- 2026年3月ごろには同：初版を公開する予定です。

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	細目	
		番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等
基礎-003	地盤改良工法	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③構造方法	
		④材料の種別	
W共通-001	土台	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W共通-002	床版	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④開口部の位置及び形状	
W共通-003	耐力壁 (面材)	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W共通-004	耐力壁 (筋かい)	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W共通-005	準耐力壁 (面材)	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④開口部の位置及び形状	
W共通-006	アンカーボルト	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W共通-007	金物	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W共通-008	屋根版	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④開口部の位置及び形状	

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	細目	
		番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等
W軸組-001	柱	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④柱の種別	
W軸組-002	大ばり	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④接合金物の構造	
W軸組-003	小ばり	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W軸組-004	火打ち材	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W軸組-005	小屋組	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W軸組-006	床根太	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
		④釘の種類	
W軸組-007	開口部 (まぐさ及びまぐさ受け)	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	
W軸組-008	小屋組	①位置及び形状	細目
		②符号	
		③材料の種別	

W共通-001 土台

<形状情報>

①位置及び形状

・土台の位置（土台の配置）及び形状（土台の断面形状（矩形）、せい及び幅）は、台/梁オブジェクト等を用いて入力し、表示する。

<属性情報>

②符号

・土台の符号は、土台/梁オブジェクト等の属性情報として入力し、表記する。

③材料の種別

・土台の使用材料（木材の材種）は、土台/梁オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。

W共通-002 床版

<形状情報>

①位置及び形状

・床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

<属性情報>

②符号

・床版の符号は、床オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

③材料の種別

・床版の使用材料（床版の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）及び倍率は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

<形状情報（床版の開口部）>

④開口部の位置及び形状

・開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（床開口部の外形）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

W共通-003 耐力壁（面材）

<形状情報>

①位置及び形状

・耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置）、形状（耐力壁（面材）の形状（矩形）、幅、高さ及び厚さ）は、耐力壁/壁オブジェクト等を用いて入力し、表示する。

<属性情報>

②符号

・耐力壁（面材）の符号は、耐力壁/壁オブジェクト等の属性情報として入力し、表記する。

③材料の種別

・耐力壁（面材）の使用材料（耐力壁（面材）の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）及び壁倍率は、耐力壁/壁オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。

- 確認申請図書表現標準は、確認申請図書に記載の記号や文章に共通のルールを定めるこ
とにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を図るもので
す。
- BIM図面審査におけるBIM由来のPDF図書については、当該標準に拠ることを推奨していま
す。

＜凡例（特定防火設備）の例＞

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	特	赤	赤	特定防火設備（令第112条第1項）
②	特 ₁	[特]1	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
③	特 ₂	[特]2	赤	常時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
④	(特) ₁	(特)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
⑤	(特) ₂	(特)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

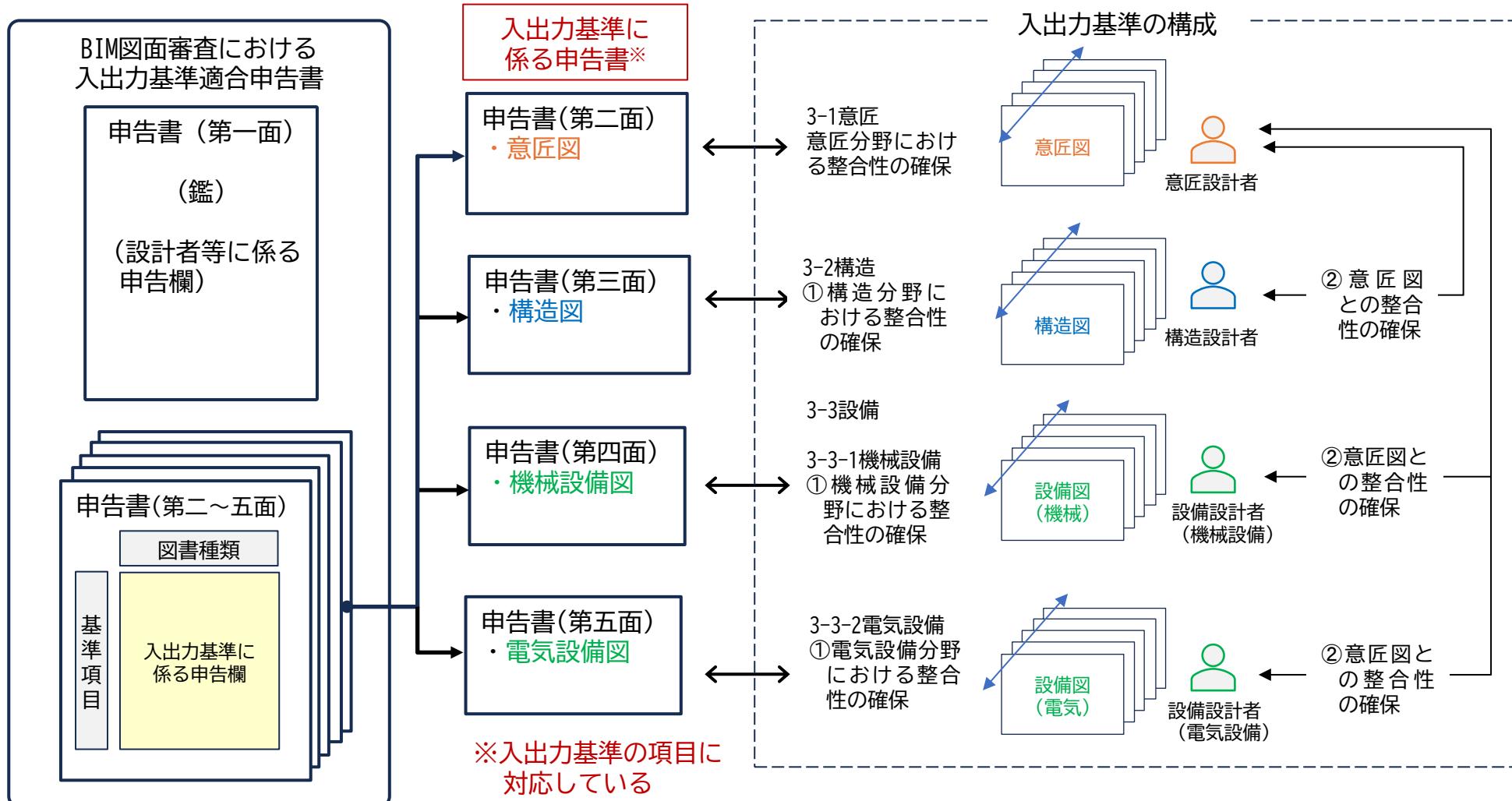
＜特記事項の例＞

- 1) 石綿等の衛生上の措置（法第28条の2、令第20条の4ほか）
 - ・石綿、吹付石綿、吹付ロックウール（含有石綿0.1%超）は使用しない。
 - ・シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材
料又はF☆☆☆☆等級を使用する。
- 2) 非常用エレベーターの乗降ロビー（法第34条、令第129条の13の3）
 - ・乗降ロビーには、避難階における避難経路、その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示
する。
- 3) 廊下の幅（法第35条、令第119条）
 - ・廊下の有効幅員は、両側居室にあっては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2m以上とす
る。

＜確認申請図面で推奨する図表現（意匠分野）の例＞

- 1) 求積表（内容は検討中）
- 2) 換気・排煙等の開口部算定（内容は検討中）
- 3) 各室仕上表（内容は検討中）

- 「BIM図面審査における入出力基準適合申告書」（以下「申告書」という。）は、第一面の鑑（設計者等に係る申告等）の部分と、第二面～五面の意匠、構造、設備ごとの“入出力基準に係る申告書”で構成されています。



- 申告書の第二面以降は、入出力基準の項目に対して、当該入出力基準に従い作成した図書について記載する欄があります。
- 設計者は、凡例にもとづき、入出力基準に従い作成した図書であるかについて、記載する必要があります。

入出力基準の項目(明示すべき事項等)

入出力基準に従い作成した図書・申告事項

入出力基準に従い作成した明示すべき事項等		図書名		備考
		2		
③入出力基準に係る申告欄		②入出力基準に従い作成した図書		
<p>○：表側の明示すべき事項等について、全ての部分において入出力基準従い作成した図書で、相互に整合することを申告する場合は、当該図書の欄に○を付す。なお、1の図書に含まれる図表の内容が相互に整合している場合は、その図書のみに「○」を付すこととなる。</p> <p>－：以下のいずれかに該当する図書には－を付す。</p> <p>イ) 入出力基準に従い作成した図書であることを申告しない図書</p> <p>ロ) 当該「明示すべき事項等」を記載していない図書</p> <p>△：表側の明示すべき事項等について、一部において基準に従い作成し、相互に整合することを申告する場合は、当該図書の欄に△を付す。</p> <p>この場合、入出力基準に従っている部分とそうでない部分とが混在しているため、基準に従っていない部分が識別できる情報を備考欄に必ず記載すること。</p>		<p>・原則として申告対象とする図書のみを記載する。</p> <p>・設計図書名は、審査者が該当する図書を特定できるよう対象とする当該申請に係る図書の名称と一致させる。</p> <p>・対象とする図書が複数あり、入出力基準ごとに該当する図書が特定できる場合は、申告書に記載する図書の名称をまとめた表現としても差し支えない。</p>		
1	①形状	3		4
意-0	①入出力基準に従い作成した部分			
	入出力基準の項目と一致させる必要があるため、これを改変したり追加したりしてはならない。ただし、申請する図書において該当する基準項目がない場合や入出力基準に従っていない項目については、当該項目を削除（行削除）してもよい。			

- 申告書の様式は参考様式であり、各確認審査機関等が審査事務に応じて個別に様式を定めることもできます。
- 第二面以降の様式について、例えば表頭を入出力基準の項目、表側を図書名とすることも想定されるため、事前に確認検査機関等に取り扱いを確認しておく必要があります。

● 例1 基準「意007」に従い「室名等」をモデルに入力し、1階平面図及び断面図に表記

意-007 各室の用途

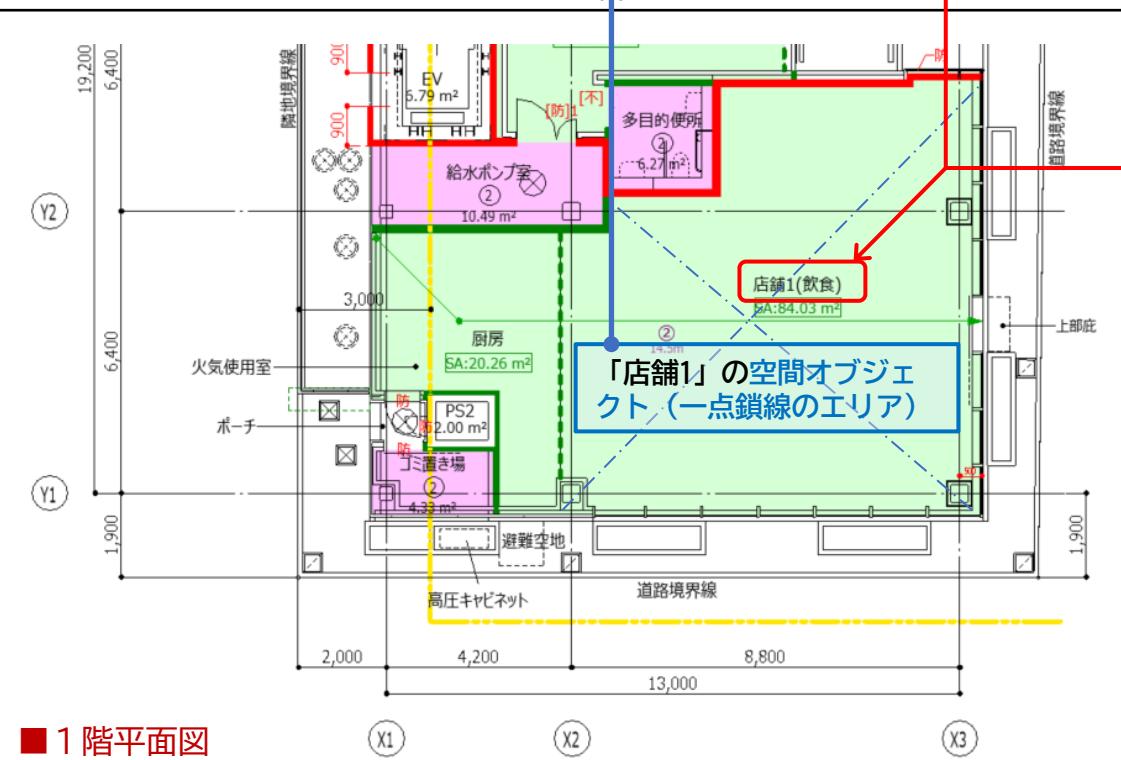
①室名等*1

- 各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

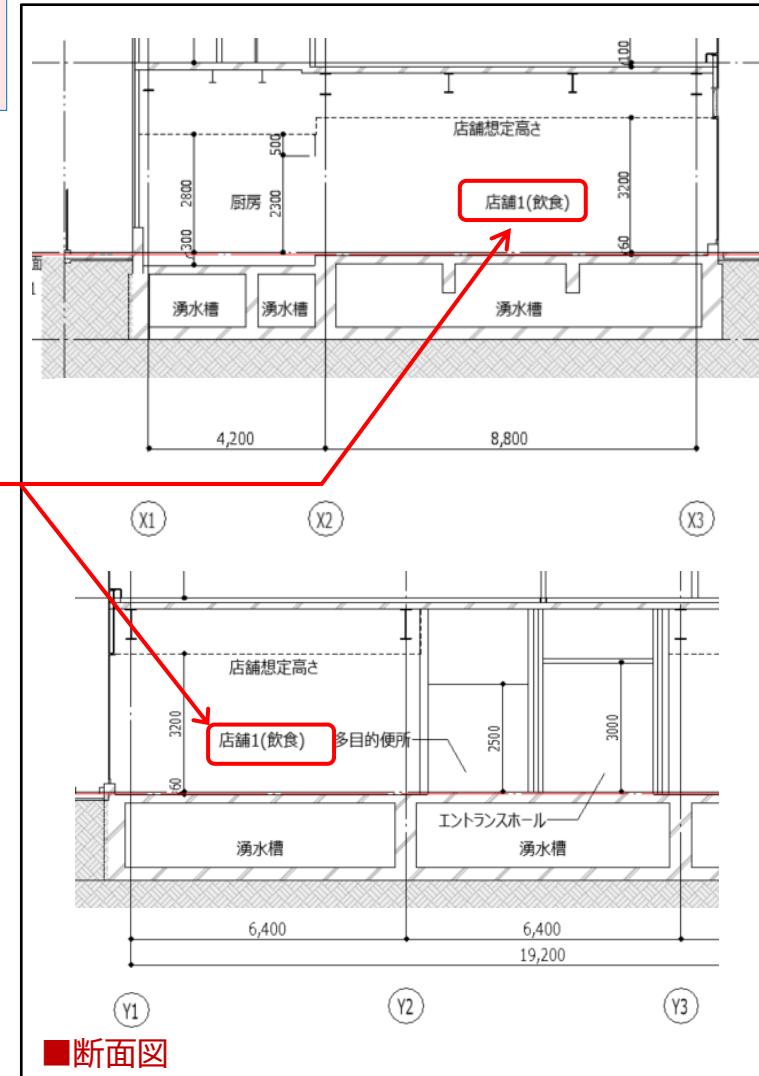
※ 基準は2025年11月（事前公表版）時点のもので、12月現在、項目・内容について精査中。

空間オブジェクトの【属性情報】	
算定高さ	700.0
NET面積	0.00000
坪/帖換算	
識別情報	
番号	20
名前	店舗1(飲食)
イメージ	
コメント	
用途	専有_店舗

*1：用途（室名等）は、空間オブジェクトを用いて入力・表記



■1階平面図



■断面図

- 例1 申告対象とする出入力基準の項目(明示すべき事項等)と図書との関係を記号で表す。

<「BIM図面審査における出入力基準適合申告書」の第二面>

(第二面) 意匠分野

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	図書名								備考
		配置図	建築面積求積図・算定表	延床面積求積図・算定表	1階平面図	2・3階平面図	屋根伏図	立面図	断面図	
意-001	敷地境界線	①形状	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-
		③各辺の長さ	-	-	-	-	-	-	-	-
		④敷地面積	-	-	-	-	-	-	-	-

意-001	敷地境界線	①形状	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-
		③各辺の長さ	-	-	-	-	-	-	-	-
		④敷地面積	-	-	-	-	-	-	-	-

「1階平面図」及び「断面図」を申告対象とする。

明示すべき事項等										
意-007	各室の用途	①室名等	-	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	-
意-008	各階基準線	①形状	-	-	-	-	-	△	○	-
		②符号	-	-	-	-	-	△	○	-
		③各階基準線間の寸法	-	-	-	-	-	△	○	-

△申告対象外：図書中に赤字・赤線で記載した各階基準線

△申告対象外：図書中に赤字・赤線で記載した各階基準線

△申告対象外：図書中に赤字・赤線で記載した各階基準線

- 例2 基準「意013」に従い「区画」の位置等をモデルに入力し、平面図に表記

意-013 防煙壁による区画 (令第126の2)

① 位置*1

- ・防煙壁による区画の位置は、
壁オブジェクトに属性情報と
して入力し、表記する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式*2

- ・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第2第1項第3号に適合するよう入力、表示する。
- ・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、表記する。

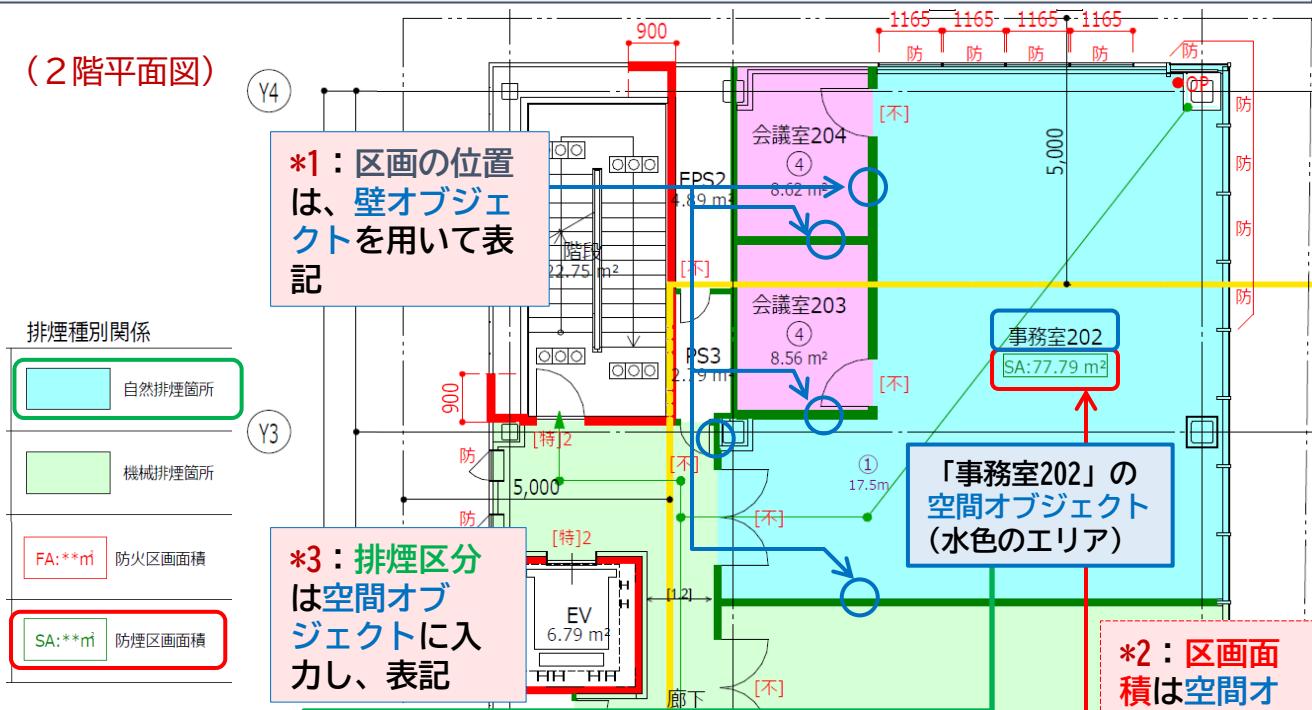
③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）*3

- ・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

※ 基準は2025年11月（事前公表版）時点のもので、12月現在、項目・内容について精査中。

(2階平面図)

*1 : 区画の位置
は、壁オブジエ
クトを用いて表
記



(面積表)

部屋名	排煙区分	面積
2FL		
SK	2	0.70
WC(M)	2	6.17
WC(W)	2	5.45
事務室201	機械排煙	6.96
事務室202	自然排煙	77.79
会議室203	4	8.56
会議室204	4	8.62
廊下	機械排煙	29.31
給湯室	機械排煙	2.24

(排煙チェック表)

部屋名	面積 (m2)	天井高 (m)	必要換気回数
事務室202	77.79	2.70	2.00
排煙有効高さ (m2)	排煙窓幅 (m)	排煙有効面積 (m2)	
0.64	2.33	1.49	
0.64	2.33	1.49	

2.98 >1.56 OK

防火・防煙区分関係

- 防火区画(兼防煙区画)
- 防火区画(隨時閉鎖式・防火防煙シャッター)
- 防煙区画(間仕切壁)
- 防煙区画(垂れ壁)

■2階平面図(説明用に分割再編している)

● 例2 申告対象とする出入力基準の項目(明示すべき事項等)と図書との関係を記号で表す

<「BIM図面審査における出入力基準適合申告書」の第二面>

(第二面) 意匠分野

番号	細目	図書名										備考
		配置図	建築面積求積図・算定表	延床面積求積図・算定表	1階平面図	2階平面図	3階平面図	屋根伏図	立面図	断面図	採光・換気計算図・算定表	
意-001	敷地境界線	①形状	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-	-	「2階平面図」において、2階平面図（兼求積図）で表記される面積と面積表及び排煙面積チェック表の面積について申告対象とする。 なお、この場合、当該情報が「2階平面図」にしかないため、図書間での整合性ではなく、当該図書内の整合性確認の省略となる。
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-	-	-	-	-	
		③各辺の長さ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		④敷地面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

明示すべき事項等												
意-013	防煙壁による区画 (令第126条の2)	①位置	-	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>	-
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	-	-
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	-	-	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-	-	-	-

● 例3 基準「S001」に従い柱の形状等をモデルに入力し、伏せ図・軸組図に表示・表記

S-001 柱

①形状*1

(柱の外形 (H形, 円形, 矩形), せい, 幅, 径, 厚さ)

- 柱の形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号*2

- 柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

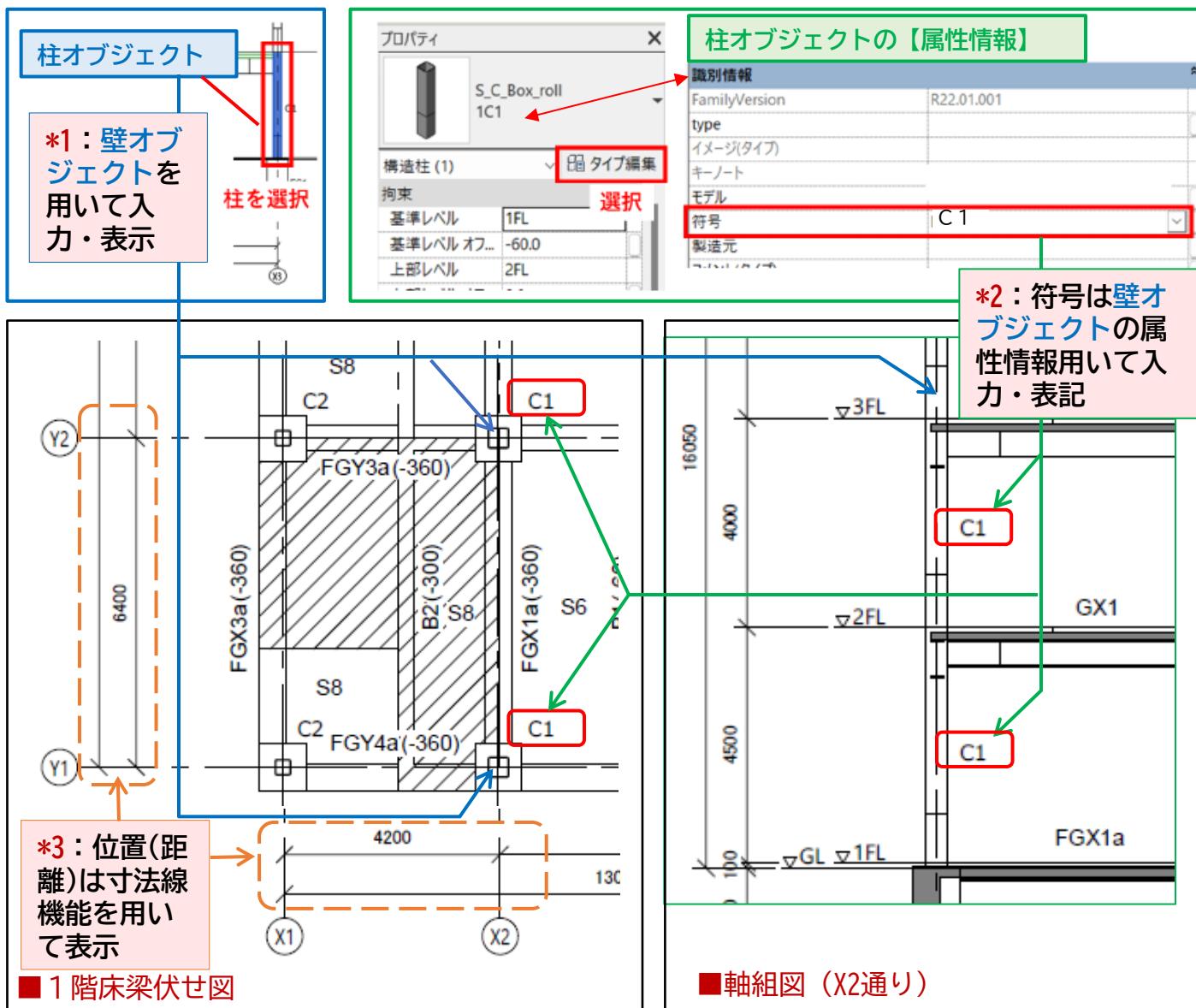
③位置*3

(柱(間柱含む)の配置(基準線からの寄り寸法含む))

- 柱の位置 (基準線から柱の中心までの距離) は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能 (寸法線ツール) を用いて、表示する。

(以下略)

* 基準は2025年11月(事前公表版)時点のもので、12月現在、項目・内容について精査中。



- 例3 申告対象とする入出力基準の項目(明示すべき事項等)と図書との関係を記号で表す

<「BIM図面審査における入出力基準適合申告書」の第三面>

(第三面) 構造分野

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	細目	図書名						備考	
			意匠分野			構造分野				
			各階平面図	立面図	断面図	基礎伏せ図	1階床梁伏せ図	軸組図		
共通-001	通り芯	①形状	-							
		②符号	-							
		③通り芯間の寸法	-							

明示すべき事項等										
S-001	柱	①形状	柱の外形 (H形、円形、矩形) 、せい、幅、径、厚さ						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		②符号	柱の符号						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		③位置	柱 (間柱含む) の配置 (基準線からの寄り寸法含む)						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		:	:							

「梁伏せ図」と「軸組図」において、「柱」の形状、符号、位置について、申告対象とする

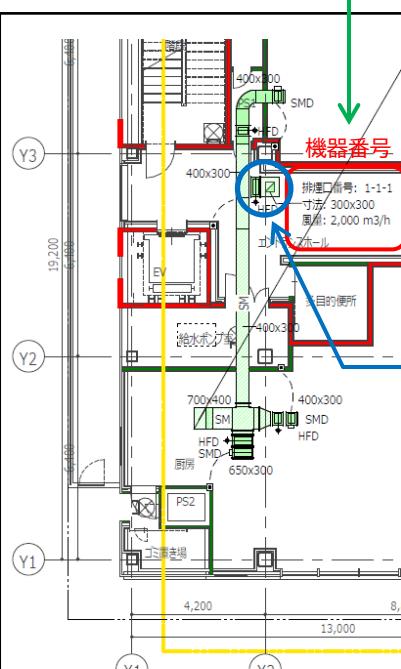
● 例4 基準「機011」に従い機器番号をモデルに入力し、平面図・機器表に表記

機-011 排煙設備

①機器番号*1

- 排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報を入力し、表記する。

※ 基準は2025年11月（事前公表版）時点のもので、12月現在、項目・内容について精査中。



■排煙ダクト設備 1階平面図

排煙設備の
オブジェクト
【属性情報】

排煙設備の
オブジェクト

■排煙ダクト設備 2階平面図

■排煙ダクト設備 3階平面図

■排煙ダクト設備 R階平面図

■排煙機 機器表		対象室	形 式						設置方法	
記号	系統		遠心送風機		多翼形		片吸込形			
FSM-1										床置

*1: 機器設備のオブジェクト
に属性情報を入力し、表記

記号	階	室名	排煙風量		排煙口	※復帰方法	同時開放	最大防煙区画	排煙機
			[m³/h]	サイズ W × H [mm]					
FSM-1	1-1-1	エントランスホール	2,000	300 × 160	排煙口パネル	1			FSM-1
	1-1-2	店舗1	4,100	400 × 300	排煙タンパ	1		○	FSM-1
	1-1-3	店舗2	5,100	400 × 300	排煙タンパ	1		○	FSM-1
	1-1-4	厨房	1,300	650 × 300	排煙タンパ	1		○	FSM-1
	1-2-1	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1			FSM-1
	1-2-2	事務室201	5,900	550 × 300	排煙タンパ	1			FSM-1
	1-3-1	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1			FSM-1
	1-3-2	事務室301	5,900	550 × 300	排煙タンパ	1			FSM-1

■排煙ダクト設備 R階平面図

- 例4 申告対象とする入出力基準の項目(明示すべき事項等)と図書との関係を記号で表す

<「BIM図面審査における入出力基準適合申告書」の第四面>

(第四面) 機械設備分野

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	図書名										備考
		意匠分野				機械設備分野						
配置図	1階平面図	...	仕様書	...	排煙機器表・排煙口リスト	...	排煙ダクト設備図	
機-001	外壁、間仕切 壁、開口部	①位置										

明示すべき事項等												
機-011	排煙設備	①機器番号	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○

「排煙機器表」「排煙口リスト」と「排煙ダクト設備図」において、機器番号について、申告対象とする

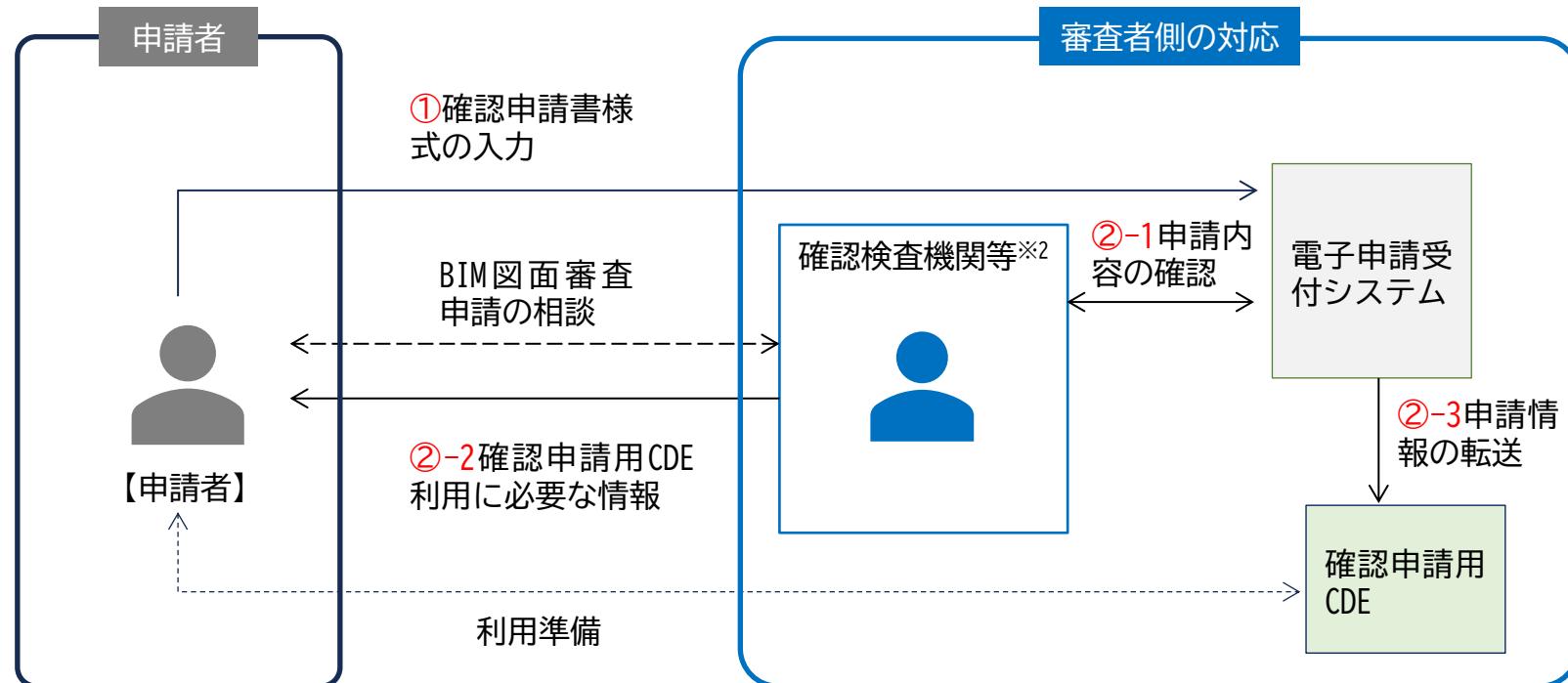
申請・審査の手順

- ・ 「確認申請書様式」の作成・提出
- ・ 申請図書（図面）の作成・提出
- ・ 申請図書等の確認
- ・ 審査の実施
- ・ 適合性判定（構造）
- ・ 適合性判定（省エネ）
- ・ 消防同意
- ・ 確認済証交付・図書保存

「(仮称)BIM図面審査 申請・審査マニュアル(案)
令和7年11月/建築BIM推進会議 審査TF
V. 申請の手順 (P55~58)
VI. 審査の手順 (P61~68) 参照

- ① 申請者は、確認申請書様式※1を作成し提出する。
- ② 審査者は、申請情報を確認した上で、申請者が確認申請用CDEへアクセスするために必要な情報を申請者に通知する。また、申請書情報を確認申請用CDEに転送する。

※1:施行規則第1条の3第1項に定める別記様式、施行規則第2条の2第1項に定める別記様式、第3条第1項に定める別記様式をいう。

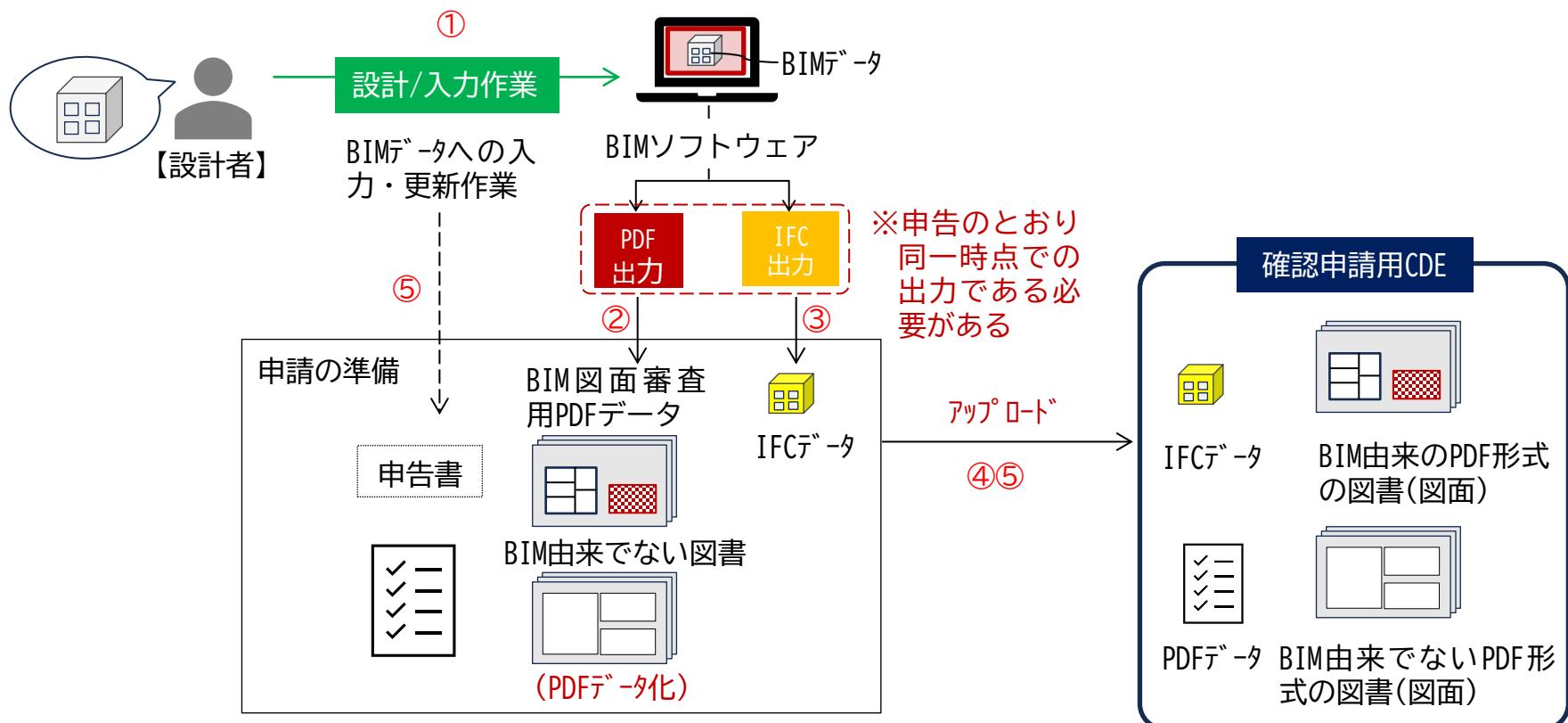


ICBA電子申請受付システム及びICBA確認申請用CDEを利用する場合※3のフロー

※2 指定確認検査機関及び特定行政庁

※3: ICBA電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う

- ① 設計者は、入出力基準に従いBIMソフトウェアでBIMデータ（ネイティブデータ）を作成する。
- ② BIMソフトウェアによりPDF形式の図書を書き出す。
- ③ 申請図の基となったBIMデータ（ネイティブデータ）を、BIMソフトウェアによりIFCデータに変換する。
- ④ PDF形式の図書及びIFCデータを提出する。
- ⑤ 設計者は申告書を作成し提出する。



- 審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。
- この際、IFCデータの確認を行い、データに不備がある場合はBIM図面審査としての引受は行わない。（この場合、申請者及び設計者と協議の上、IFCデータの再提出を行い引受を行うか、BIM図面審査としての引受を行わず、通常の電子申請として引受を行う。）

<申請に必要な提出物>

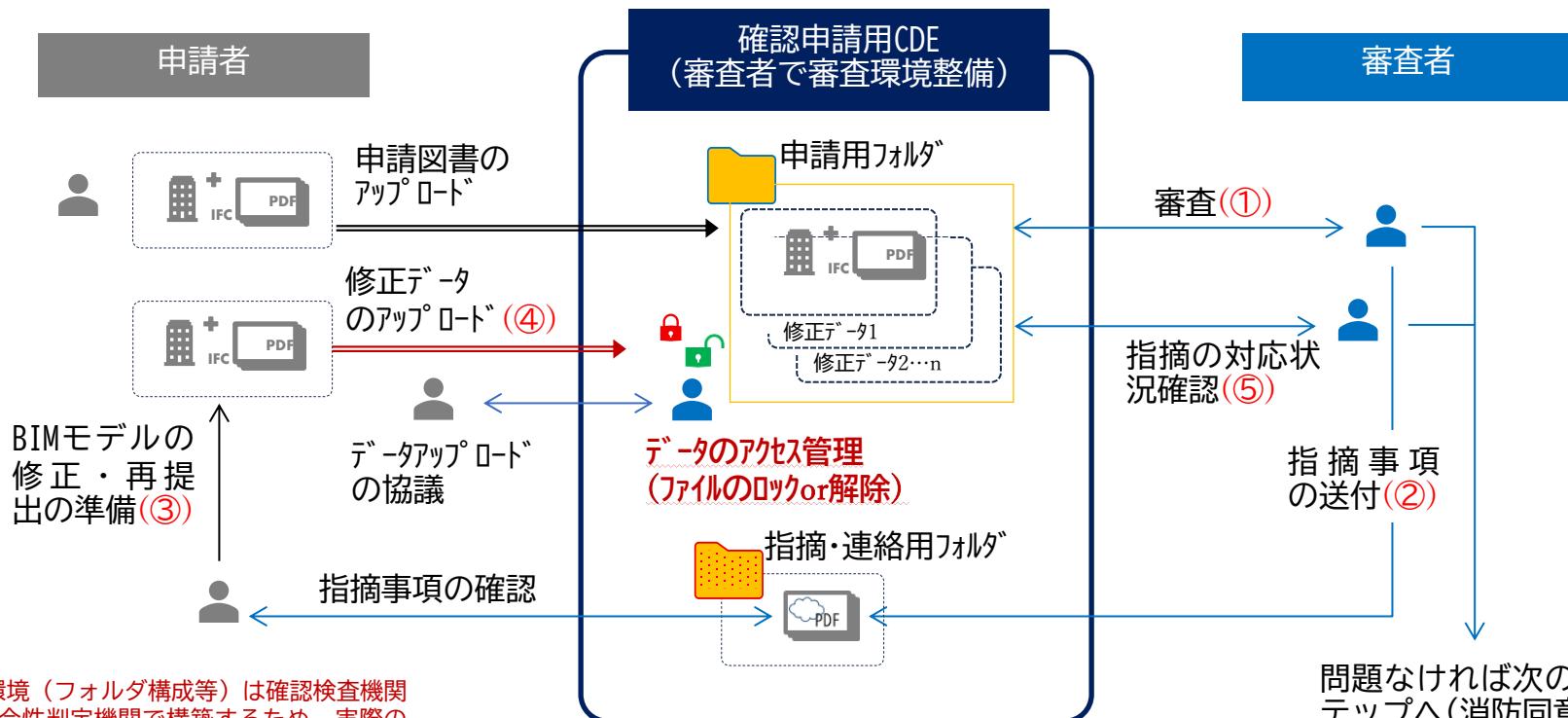
- a. 施行規則第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ
 - 確認申請書様式※1
 - 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出されたPDF形式の図書※2（「BIM由来のPDF図書」という）
 - BIMソフトウェア以外のソフトウェアにより作成されたPDF形式の図書※2（「BIM由来でないPDF図書」という）
- b. IFCデータ
- c. BIM由来のPDF図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出されたIFC形式のデータ
 - BIM図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）の電子データ
- d. 各種計算書の電子データ
- e. その他必要書類等の電子データ

※1：施行規則第1条の3第1項に定める別記様式、施行規則第2条の2第1項に定める別記様式、第3条第1項に定める別記様式をいう。

※2：PDF形式の図書は、施行規則第1条の3に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

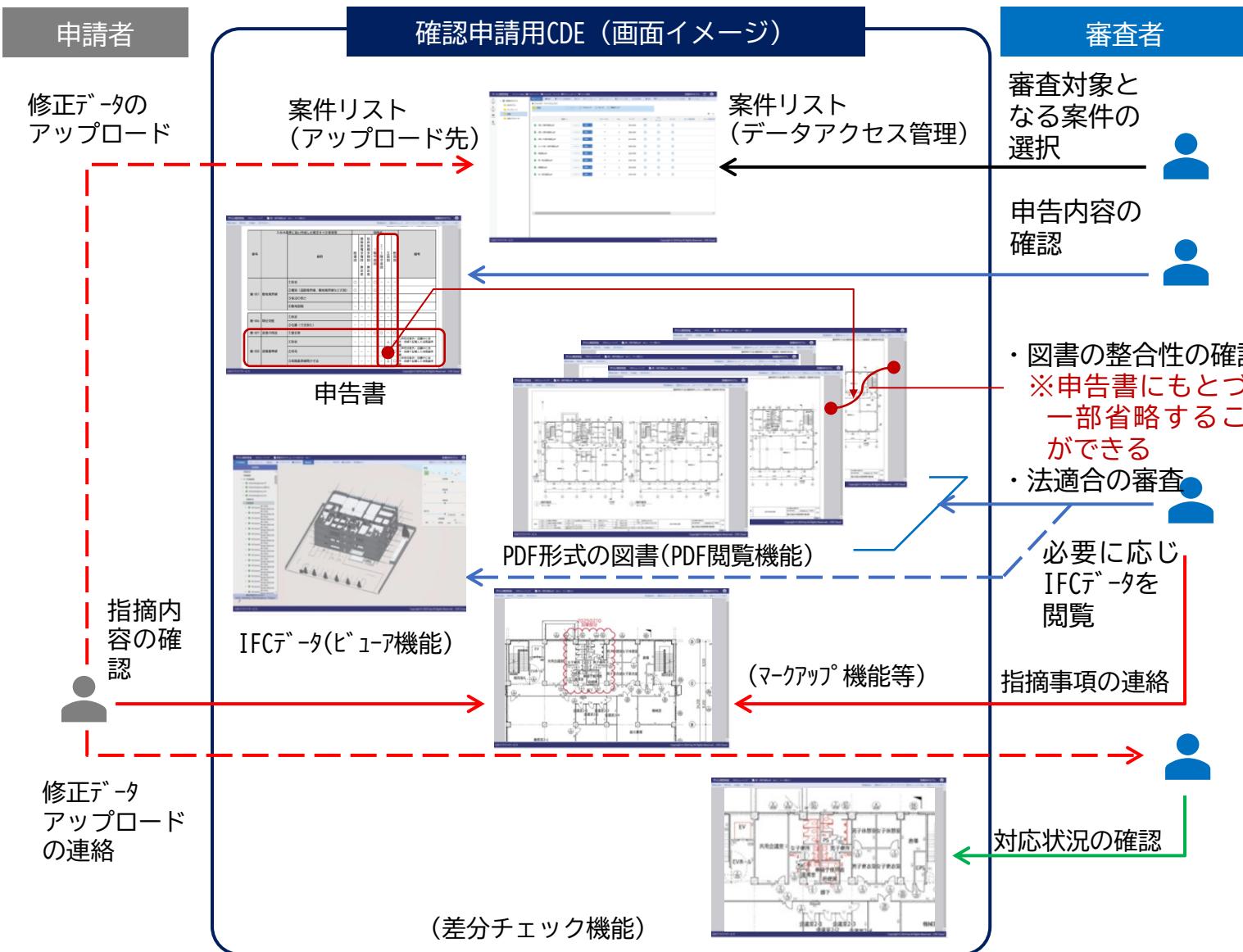
- ① 審査者は審査を行う。
- ② 審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。
- ③ 設計者は、補正等の求めに対応し、BIMデータの修正を行って、PDF形式の図書及びIFCデータを再度作成する。
- ④ 修正したPDF形式の図書、IFCデータ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。
- ⑤ 審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。また、修正データにより補正等への対応状況を確認する。

図版新規



(注)審査環境（フォルダ構成等）は確認検査機関等・適合性判定機関で構築するため、実際の利用手順はこの図と異なる場合があります。

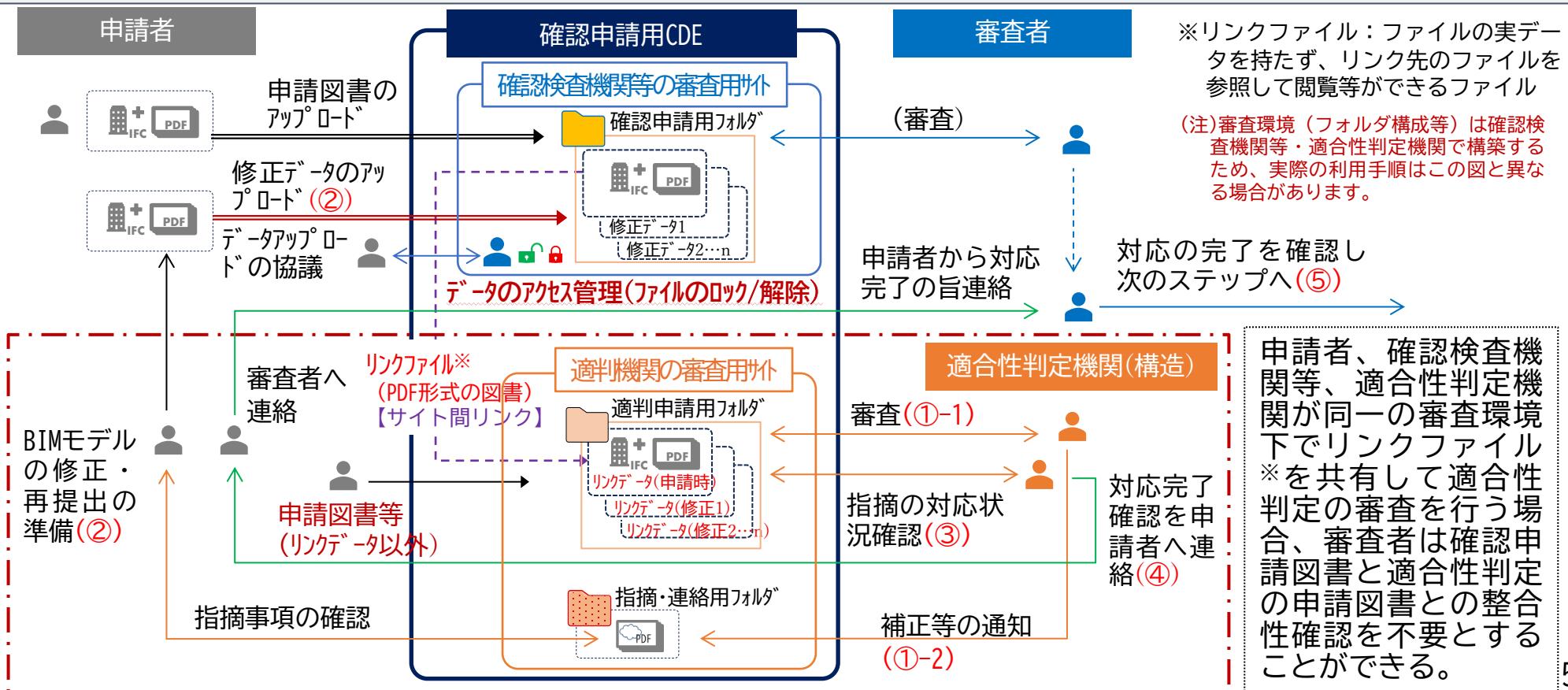
- 確認申請用CDEを用いた審査のイメージは、下図の通りです。



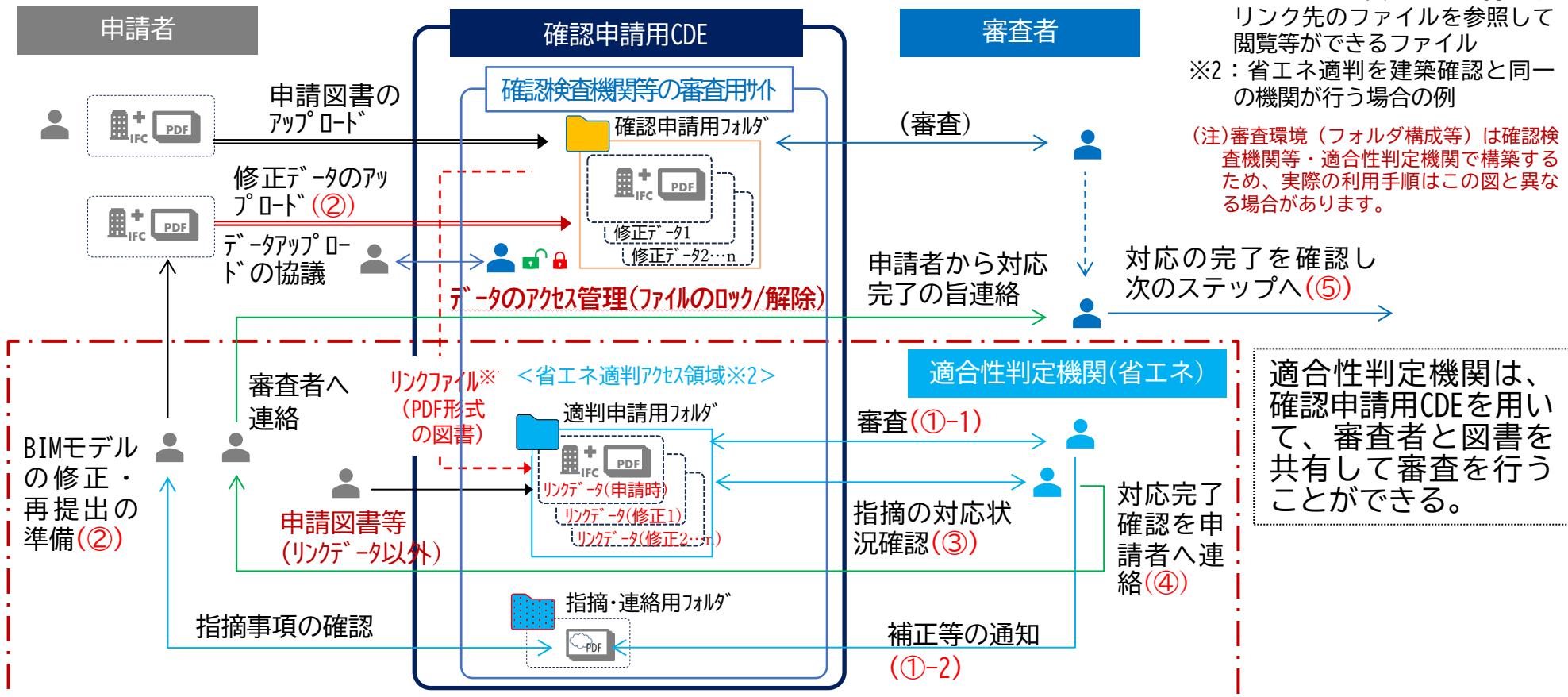
審査イメージ

- 審査者は、PDF形式の図書を用いて、審査を行う。
- 審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
- 審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
- 必要に応じて IFCデータをBIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

- 適合性判定機関は、PDF形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。
- 申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。
- 適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。
- 適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。
- 審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。

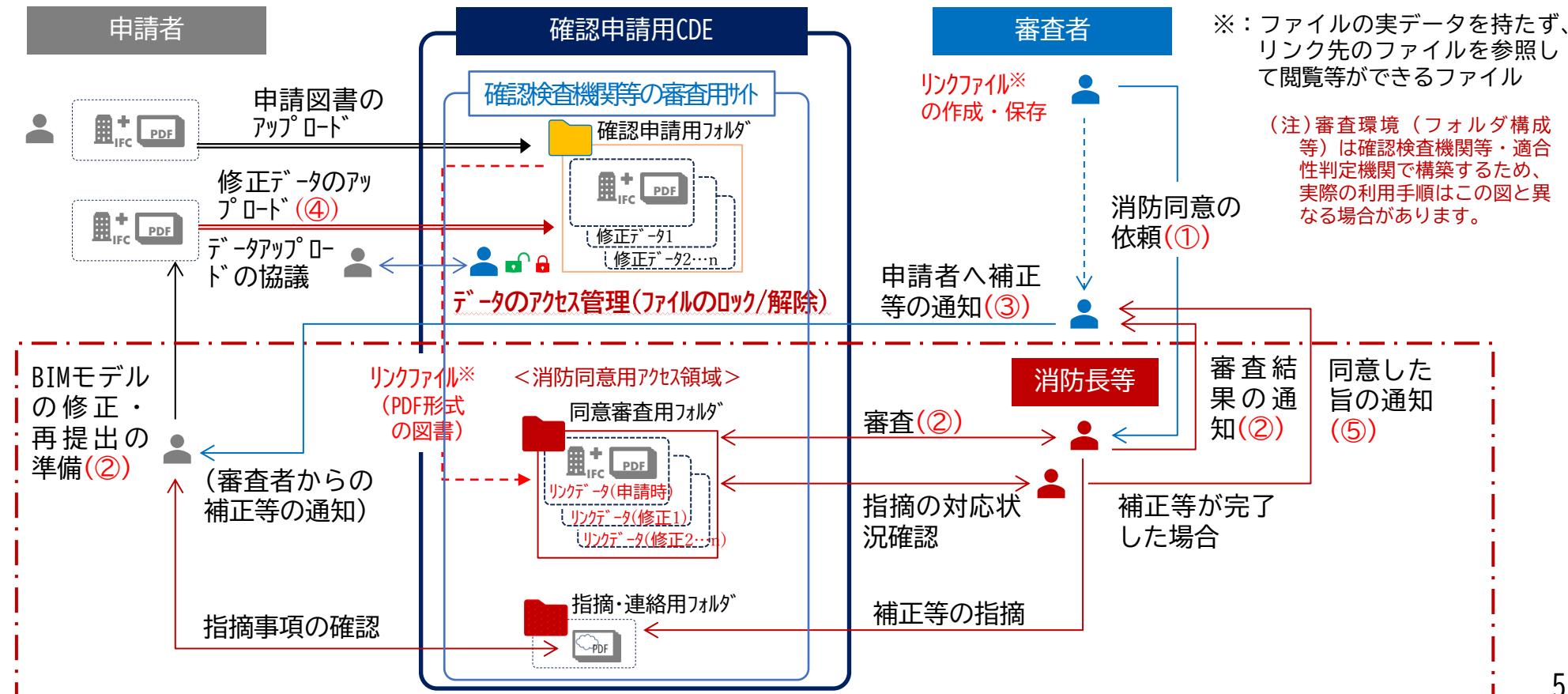


- 適合性判定機関は、PDF形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。
- 申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。
- 適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。
- 適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。



- ① 審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。
- ② 消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。
- ③ 消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝える。
- ④ 申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。
- ⑤ 消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。

図版新規



<適合性判定>

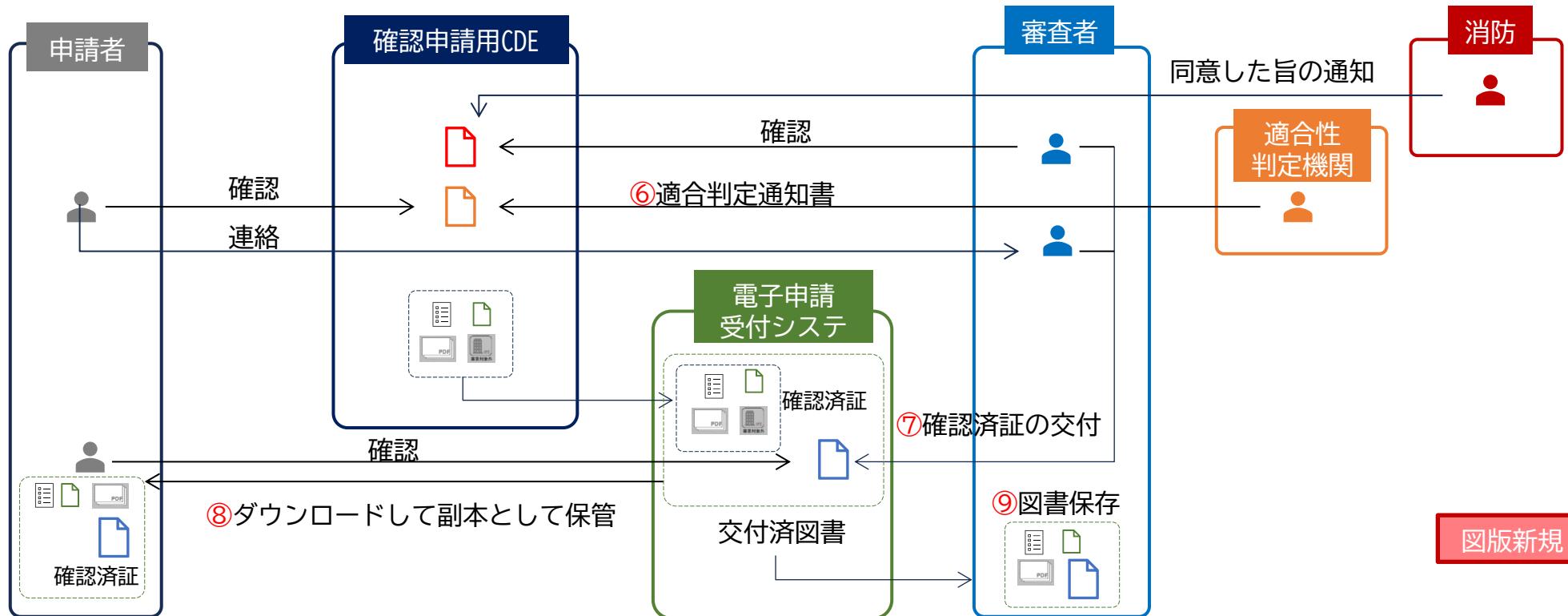
⑥ 適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。

<確認済証の交付>

⑦ 審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。
 ⑧ 申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。

<図書保存>

⑨ 審査者は、確認済証を交付したPDF形式の図書を正本として法定の期間、保存する。

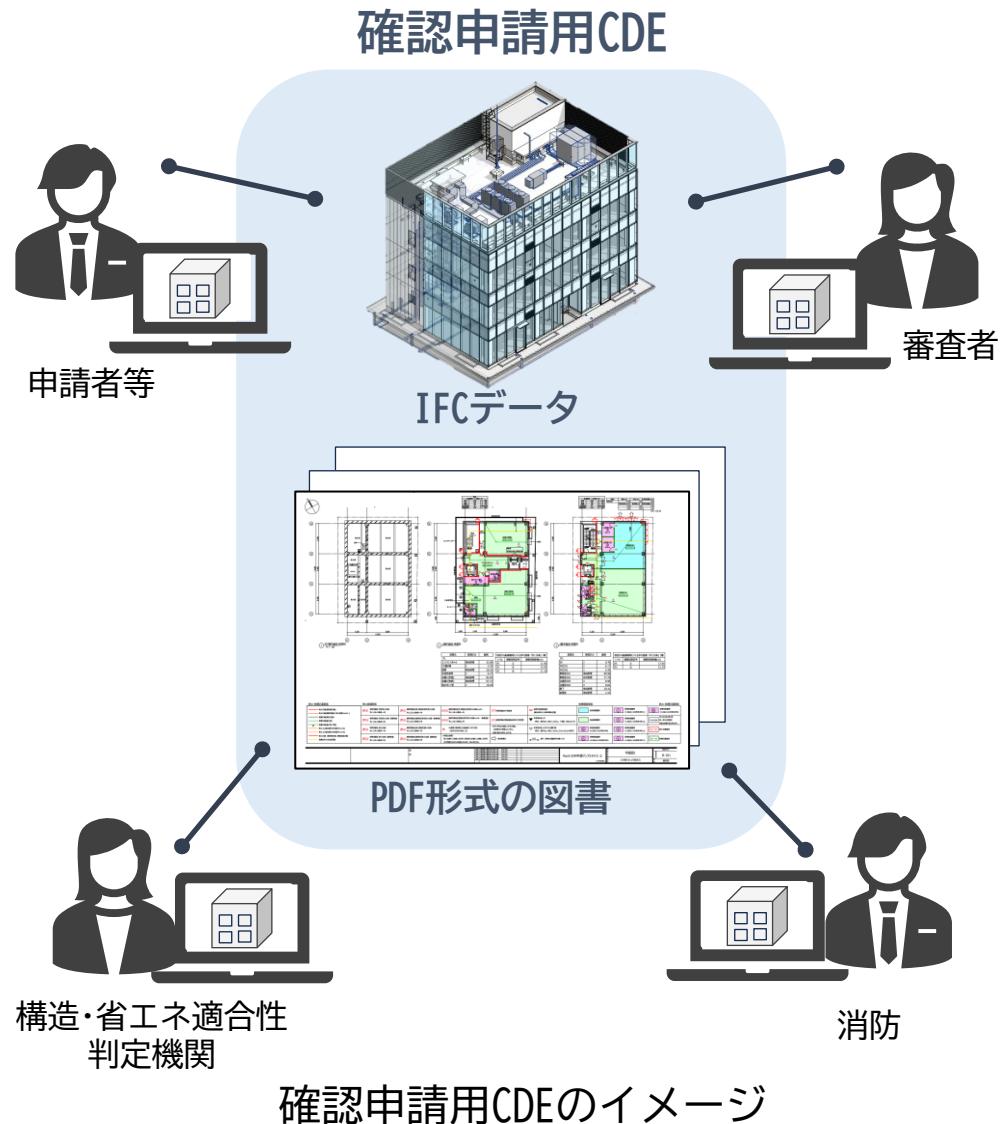


ICBA確認申請用CDE

- ICBA確認申請用CDEについて
- ICBA確認申請用CDE利用開始に向けたスケジュール

「(仮称)BIM図面審査 申請・審査マニュアル(案)」令和7年11月/建築BIM推進会議 審査TF
IV. 審査者側の準備 (P49~51) 参照

- ICBA確認申請用CDEの基本機能は現時点では次のとおり予定されています。



確認申請用CDE機能一覧（予定）

- 1 申請書情報閲覧機能 (ICBA電子申請受付システム等より)
- 2 申請図書アップロード機能
- 3 申請図書ダウンロード機能
- 4 PDFデータ差分チェック機能
- 5 メール送信機能
- 6 プロジェクト管理機能
- 7 ファイルのバージョン管理
- 8 コミュニケーション機能 (チャット等)
- 9 ビューリング機能 (IFC, PDF, 画像)
- 10 マークアップ機能 (PDF, 画像)
- 11 操作LOG機能
- 12 書類保管機能
- 13 ステータス設定機能
- 13 ユーザー管理機能
- 14 ユーザー認証機能
- 15 権限管理機能

出典：建築BIM推進会議HP 令和6年5月10日公開

「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver 1.00 Rev 1.00a」

ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

<申請（イメージ）>

- BIM図面審査を利用する場合は、受付情報（1面～6面の内容）は電子申請受付システムのフォームへ入力し、審査に必要なデータはCDEへアップロードします。

【案件登録】 受付システムへ登録

受付システム 登録画面
(ICBA電子申請受付システムの画面例)



受付情報入力

確認申請書 1面～6面の情報

出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

【図書格納】 CDEへデータアップロード

CDE 「データアップロードイメージ」画面



※画面はイメージです。
実際のアップロード方法とは
異なります

必要データをアップロード



IFCデータ



PDF形式の図書



申告書

ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

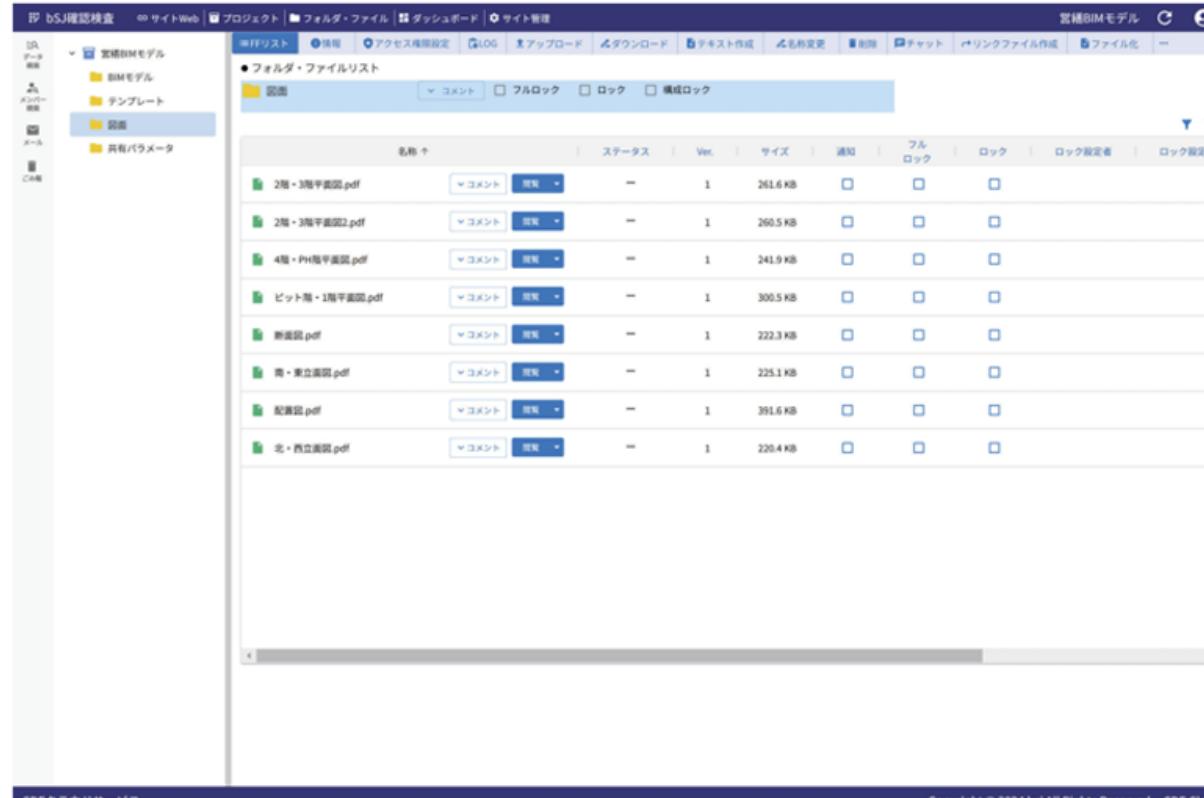
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

<審査作業のイメージ（審査対象データの選択）>

- 審査対象となる案件は、ファイル・フォルダの一覧画面から選択します。

関係者で情報共有などを行うためのメイン画面

- ・ユーザの権限に応じて案件のフォルダ、あるいはファイルが表示される。
- ・必要に応じてアップロードやダウンロードを行う。
- ・IFCファイルやPDFファイルのビューリングはファイルを指定して行う。



名称	ステータス	Ver.	サイズ	通知	フルロック	ロック	ロック履歴	ロック設定日
2階・3階平面図.pdf	コメント	削除	1	261.6 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2階・3階平面図2.pdf	コメント	削除	1	260.5 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4階・PH階平面図.pdf	コメント	削除	1	241.9 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ピット施・1階平面図.pdf	コメント	削除	1	300.5 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
新面図.pdf	コメント	削除	1	222.3 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
南・東立面図.pdf	コメント	削除	1	225.1 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
配置図.pdf	コメント	削除	1	391.6 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
北・西立面図.pdf	コメント	削除	1	220.4 KB	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

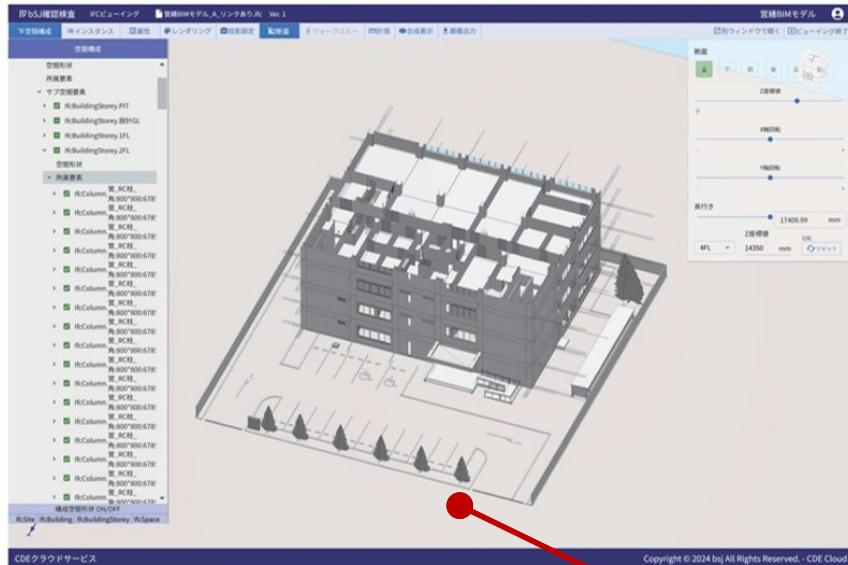
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

<審査開始：審査作業のイメージ（3Dモデルによる全体像の把握）>

IFCデータを閲覧し、建造物の全体像を把握しながら図面を確認することができます。

IFCファイルビューアーを行う画面

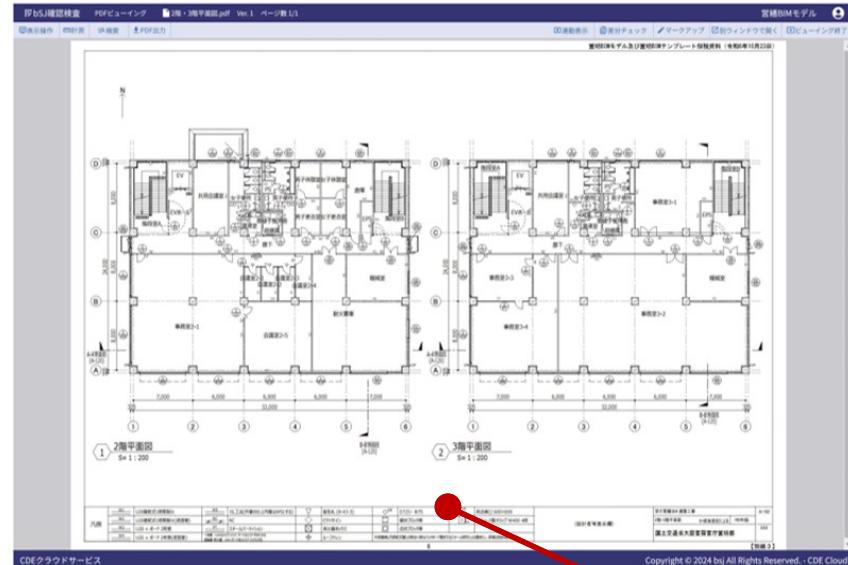
- ・見る方向を変更する機能、拡大・縮小の機能、任意の位置で軸方向に断面を切って表示する機能
- ・IFCデータの空間構成やオブジェクトのプロパティ情報を確認する機能
- ・2点間の距離などを計測機能



3Dモデルを閲覧

PDFファイルのビューアーを行う画面

- ・PDFファイルのビューアーを行う画面で、表示位置の移動や拡大縮小等の操作を行うとともに、2画面（2ファイル）の連動表示機能、複数画面表示機能、2点間の距離など簡単な計測機能を備える。



平面図を閲覧

出典：第21回建築BIM環境整備部会資料2-1（抜粋）

ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

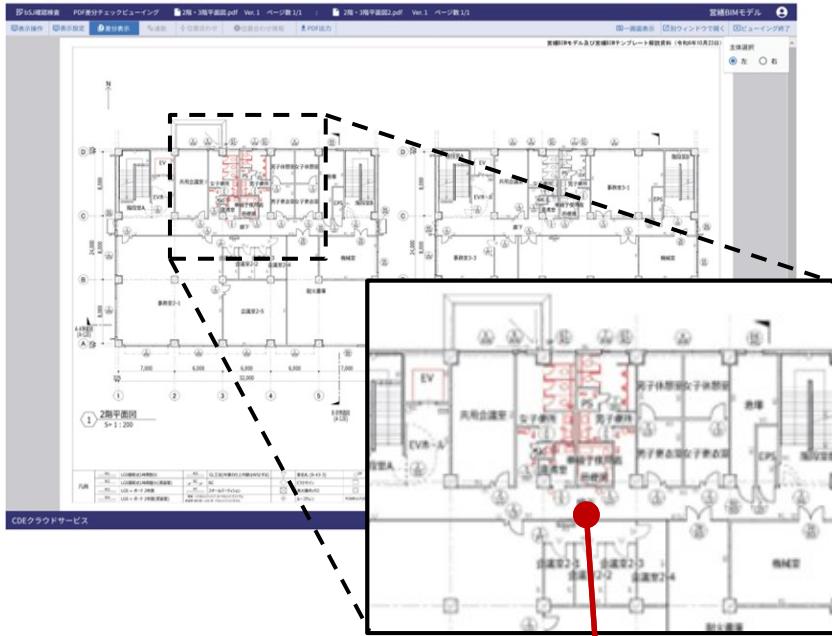
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

＜審査作業のイメージ（図面の確認・書き込み）＞

- 2つの図面の差分を表示する機能や、PDFへ直接マークアップする機能を備えています。
- また、マークアップした記入者や日付でフィルタリングすることもできます。

2つのPDFファイルの差分を表示する画面

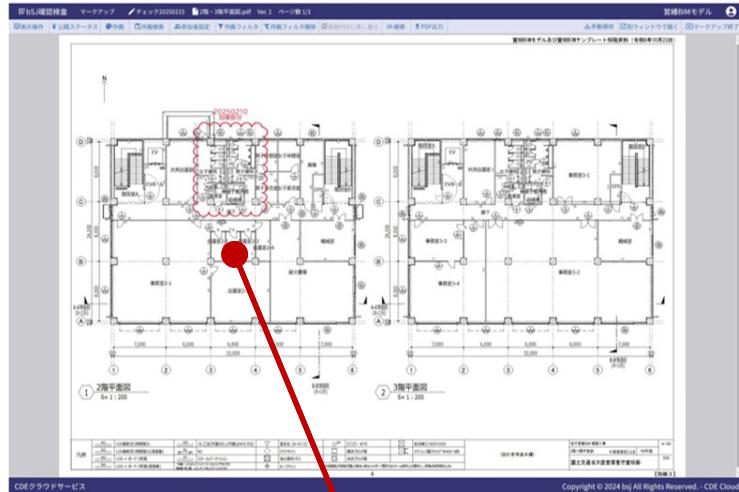
- ・2つのPDFファイルを比較した結果、「赤色」表示で異なる部分を示す機能
- ・左右に並べて連動表示する機能



2つの図面間の差分が
赤く強調されている

PDFファイルに対しマークアップする画面

- ・単体ページのPDFだけでなく、複数ページのPDFファイルにも対応し、マークアップの属性（記入者、色、日付等）でフィルタリングする機能
- ・マークアップのコメントを収集してリスト化する機能



マークアップを属性情報でフィルタリングして
表示している
(例)

20XX年〇月〇日に記入されたマークアップのみ表示

ICBA確認申請用CDEの利用イメージ

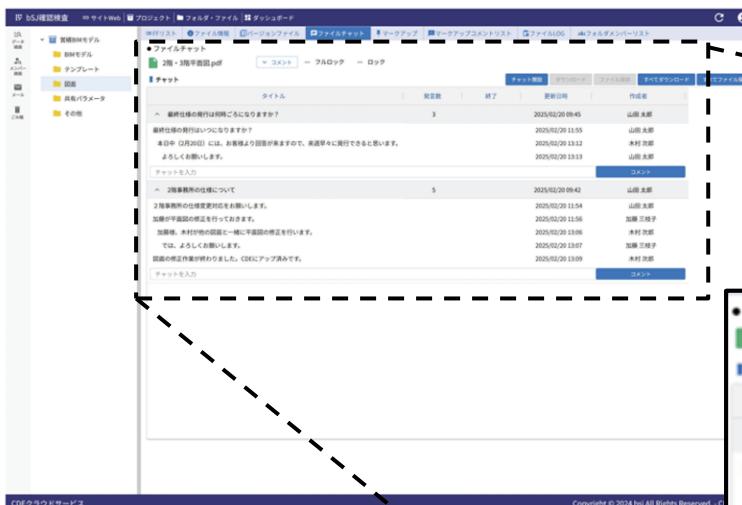
出典：「建築確認におけるBIM図面審査を実現するための申請・審査環境に関する説明会～BIM図面審査及び確認申請用CDEの概要～」資料
2025/5/22一般社団法人建築行政情報センター

<審査作業のイメージ（チャットによる内部・外部（申請者）とのやり取り）>

- チャット機能で、確認検査機関等内部の審査状況の連絡や、申請者へ指摘連絡などを行うことができます。

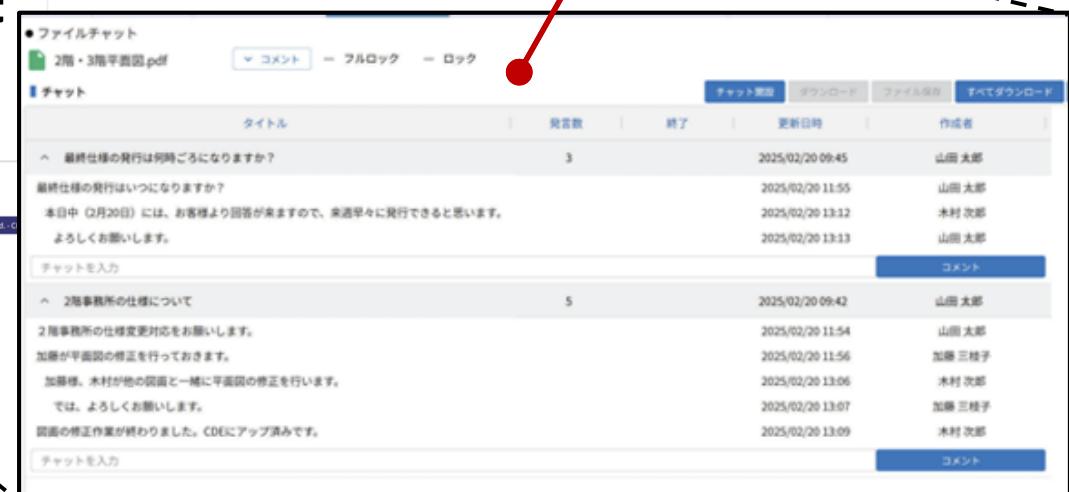
個々のファイルに対しチャットを行う画面

- ・ファイルチャットはツリー型チャットとする。
- ・チャット開設時に1ファイルを添付することができる。
- ・その他、リニア型のフォルダチャット機能、プロジェクトチャットの機能がある



【やり取りのイメージ】
審査機関・適判機関・消防は、必要に応じてチャットにて審査者への指摘を行うことができる。

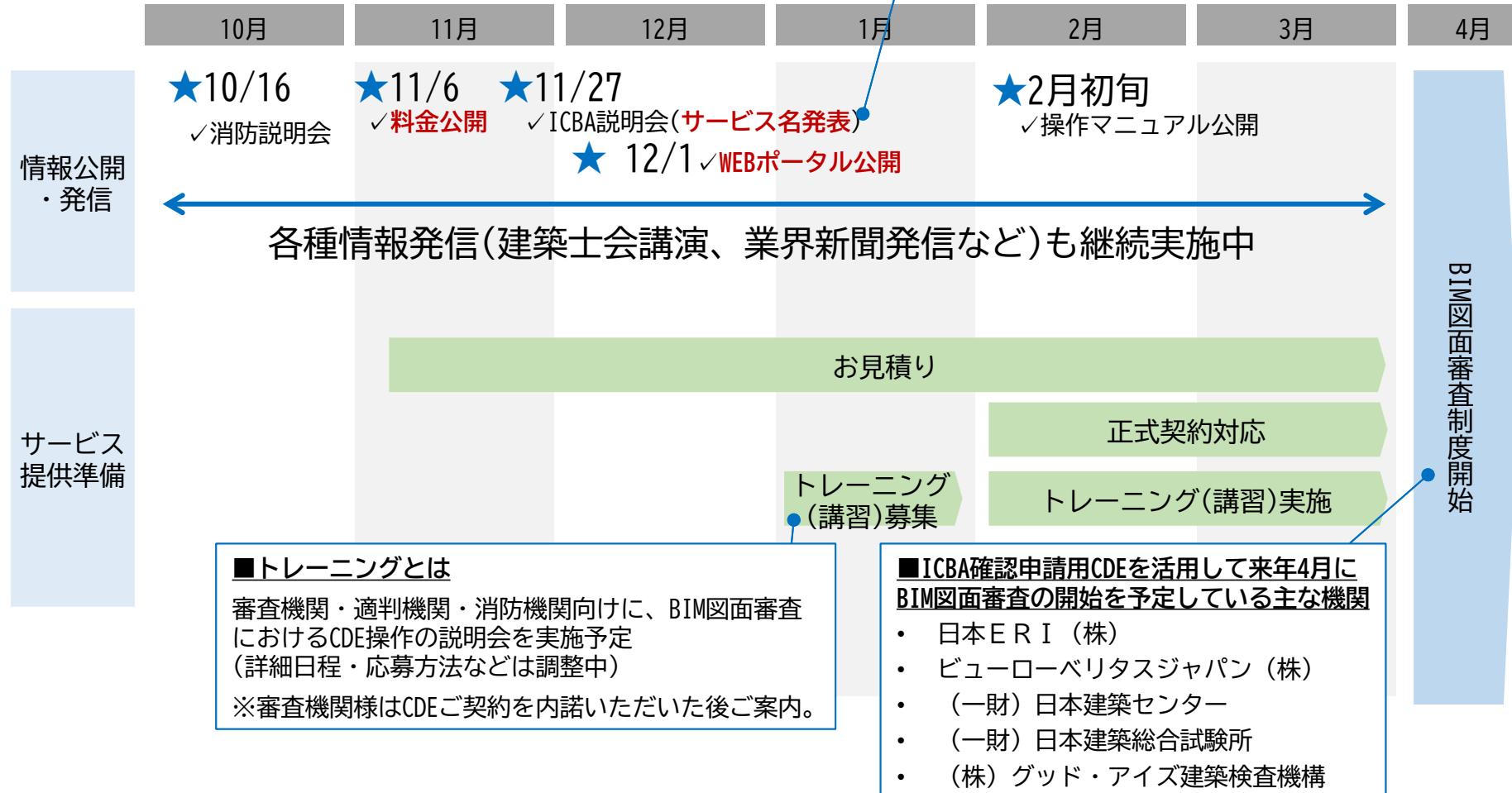
↓
申請者はチャットを確認し指摘対応。
対応が完了した旨をチャットで連絡する。
※チャットの利用は必須ではない



出典：第21回建築BIM環境整備部会資料2-1（抜粋）

サービス名を、“ArchSync(アークシンク)”と決意いたしました。

また、BIM確認申請に係る情報を統合して掲載するポータルサイトを公開しました。



BIM図面審査関係のツールなど

- BIM図面審査のためのガイドライン等とその位置づけ
- 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（事前公表版・初版）
- BIM図面審査 申請・審査マニュアル（案・初版）
- （仮称）入出力基準解説書（初版）
- 支援ツール【参考】
- 資料の掲載先

<ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ>

国交省

○建築計画の申請・審査 【建築基準法第6条関係】

○確認申請書の様式 【規則第1条の3関係】

○確認審査等に関する指針 【H19告示835号】

●必要に応じ規則を改正
BIM図面審査で必要となる図書等の位置づけ等

●必要に応じ
告示を改正

BIM図面審査で、一定の要件を満たす場合は、一部「整合性確認」が省略できること等の追記

●課長通知
(技術的助言)

➢ 改正主旨、ポイント
➢ ガイドライン等の位置づけ、説明

(技術的助言でこの関係性を記述)

建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン

➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び申告書、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

別紙
(実施ツール)

入出力基準

・BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準

申告書

・BIM図面審査で用いる、入出力基準に従い図書の作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類

確認申請図書表現標準

・BIM由来のPDF図書について使用を推奨する図表現の標準

(参考テンプレートの位置づけをガイドラインに記述)

支援ツール (部会・関係団体等が公開)

参考テンプレート

サンプルモデル等

ソフトウェアごとの用語読み替え表

設計者向けのBIM図面審査説明資料

(申請・審査の考え方をガイドラインから引用)

申請・審査マニュアル

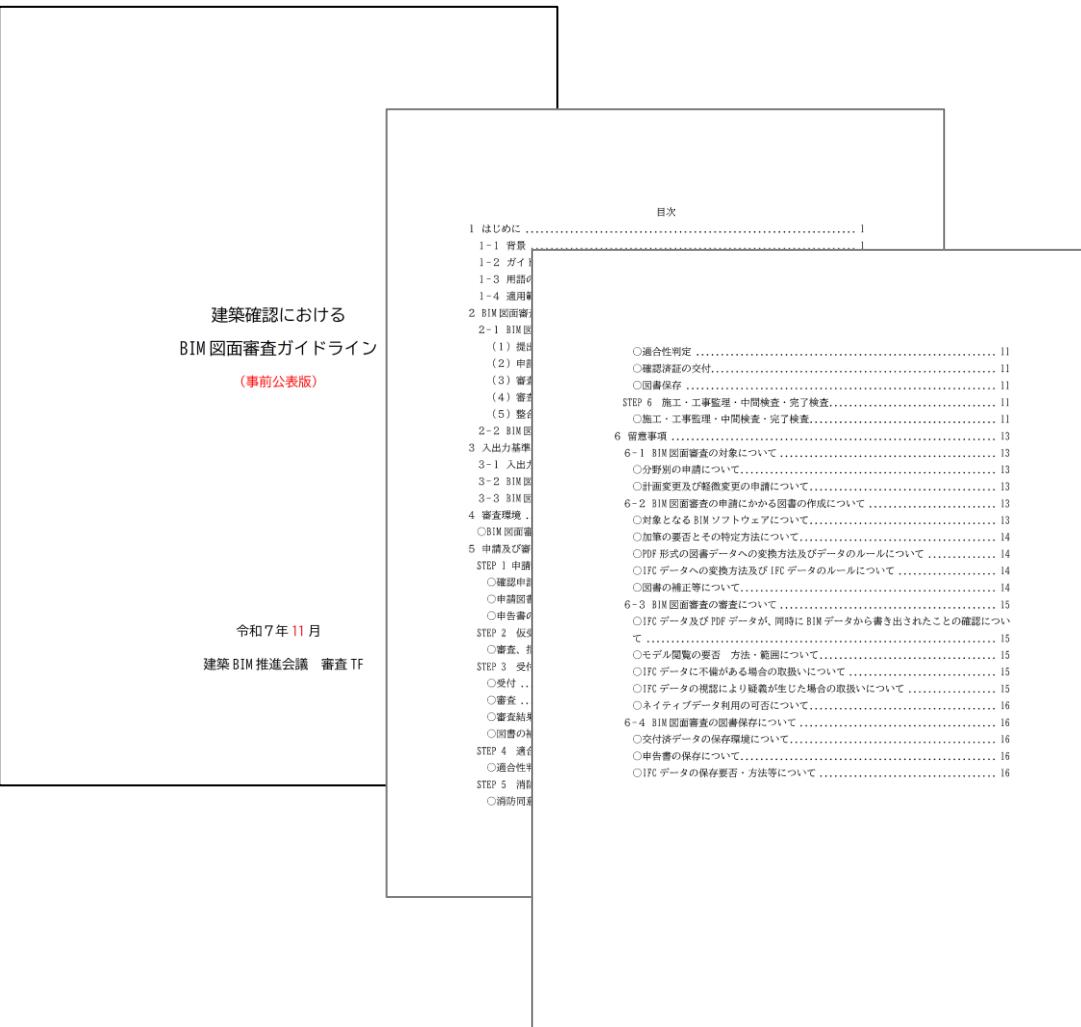
・申請・審査の手順等を示したもの

ICBA確認申請用CDEに関する手順書

(仮称) 入出力基準解説書

・入出力基準を解説したもの

- 建築確認における「BIM 図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とした「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（事前公表版）」を建築BIM推進会議HPに公開しています。 軽微な変更を加え、2026年1月ごろに初版を公開予定です。



建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン (事前公表版)

0. 目次

1. はじめに

・ガイドラインの背景や目的、用語の定義、適用範囲

2. BIM図面審査の概要

- ・BIM図面審査の定義として、提出物や審査の手順等の概要（詳細な記載は別の章）
- ・BIM図面審査のポイントである、整合性確認の省略について

3. 入出力基準、BIM図面審査における入出力基準適合申告書及び確認申請図書表現標準

・BIM図面審査の主要なツールに関する概要

4. 審查環境

- ・BIM図面審査に求められる審査環境

5. 申請及び審査の手順

・具体的な申請・審査のステップごとの手順

6. 留意事項

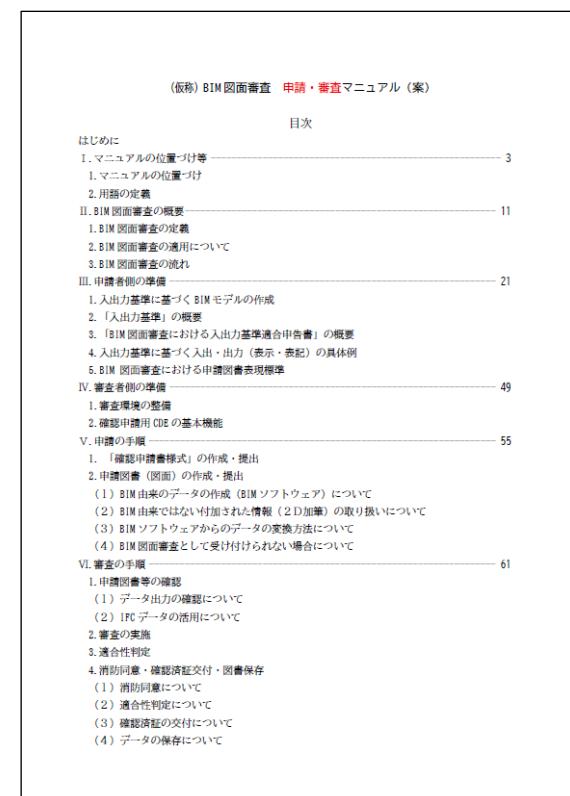
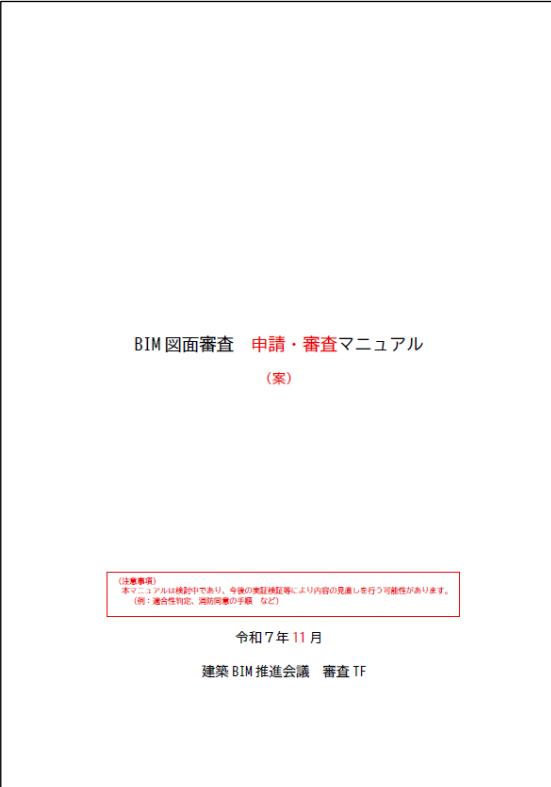
・BIM図面審査におけるポイント

別紙1：入出力基準（事前公表版）

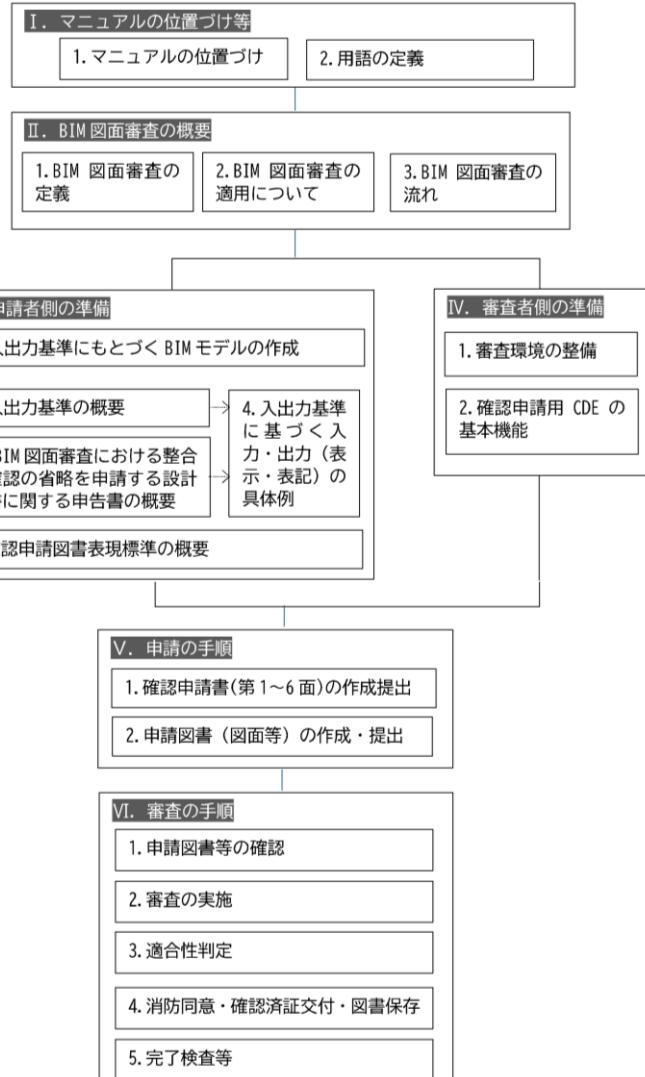
別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（同上）

別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（同上）

- BIM図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書として、「BIM図面審査 申請・審査マニュアル（案）」を建築BIM推進会議HPに公開しています。加筆修正を加え、2026年1月ごろに初版を公開予定です。



●マニュアルの構成



- 整合性確認の省略可能な項目に関する申請者と審査者の相互理解を向上させるため、申告の内容に応じて具体的に整合が図られる内容や整合性確認の省略が可能な項目・範囲についての解説を作成中であり、2026年1月ごろに初版を公開予定です。

< (仮称) 入出力基準解説書 (初版) のイメージ >

意匠-003 通り芯

1. 審査上の位置づけ

- 通り芯は、建築物の位置・柱梁配置・面積算定の全ての基準となる。
したがって、必ずオブジェクトとして定義し、図面ごとに描き直してはならない。

2. 基準本文

意-003 通り芯 (最終的には見直し案に置き換え)

- 形状
 - 通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 符号
 - 通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。
- 通り芯間の寸法
 - 通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

【整合性省略の内容】

- 通り芯の線形
- 通り芯の符号
- 通り芯間の寸法

3. オブジェクトと入力原則

- 「通り芯オブジェクト」を使用する。
- 符号（番号・記号）は 通り芯オブジェクトの属性として入力する。

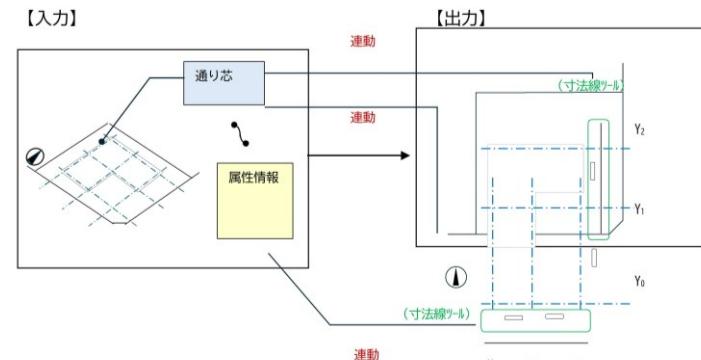
4. 自動算出・自動連動に関する要件

- 通り芯間寸法は、寸法線ツール（オブジェクト連動）により自動算出・自動表記する。
- 通り芯情報は、平面図・断面図・構造図間で共通基準として使用する。

5. 図面出力時の表記方法

- 平面図には 必ず通り芯記号と寸法を図示する。
- 断面図・立面図では 必要位置に通り芯延長線を表示する。

6. 図解



7. 禁止事項 (理由つき)

禁止操作	理由
図面上で線分として通り芯を描く	他図面で位置が一致せず、整合性確認ができない
寸法値を手入力で記入・修正する	モデル変更に追従せず 計算結果が法的に無効となる
構造図側で通り芯を描き直す	意匠と構造で基準が不一致となり審査指摘が確実に発生

8. 良い例 / 悪い例

良い例	悪い例
通り芯=モデル中心線 → 寸法は自動算出	柱位置に合わせて通り芯を“描く”
符号変更 → 全図面へ自動反映	図面ごとにG→Hへ手作業修正

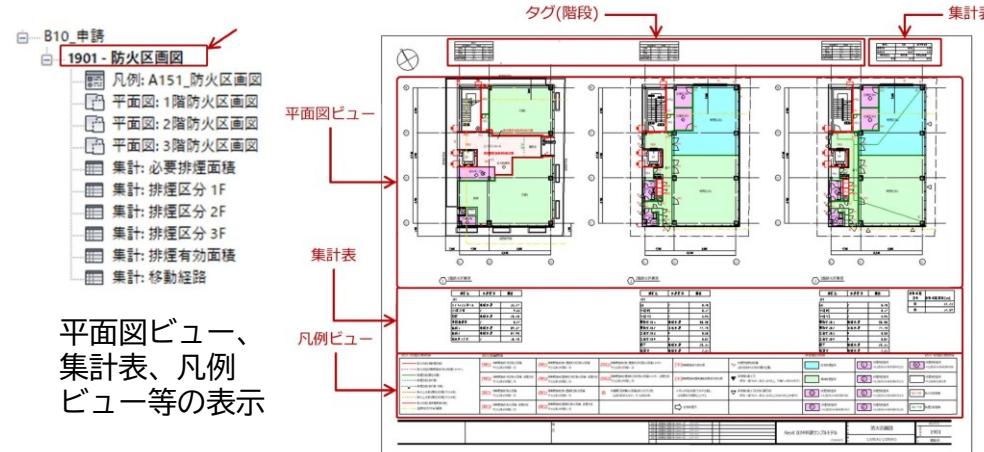
9. 二次元CAD経験者向け概念補足

- CADでは「通り芯=補助線」。BIMでは「通り芯=すべての部材位置と数値の参照軸」。つまり、通り芯を正しく入力しない限り、以降の建築情報は成立しない。

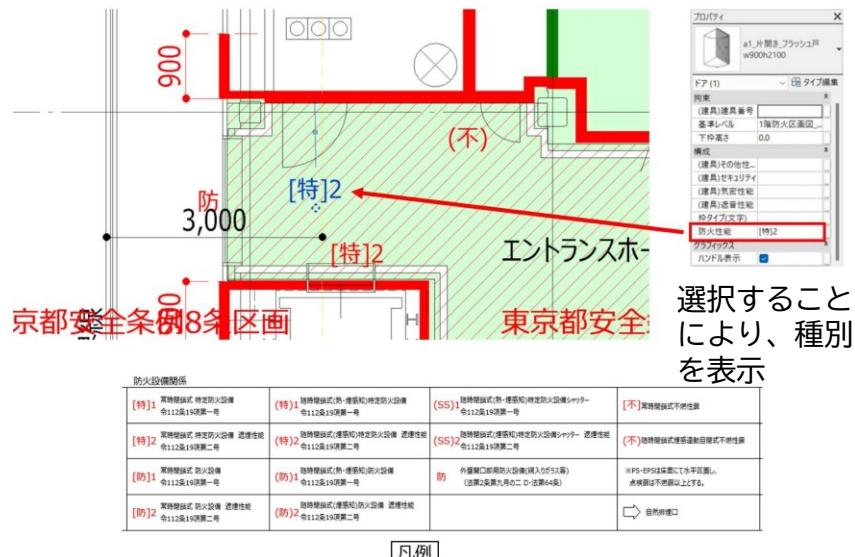
＜参考テンプレート＞

- 入出力基準を満たしたBIMデータ作成（入力）及び図面等の表示（出力）が行えるよう、予め設定したBIMソフトウェア上の作業環境（ソフトウェアごとに意匠：4、構造：1、設備：5の計10種類を作成）
 - 設計者がBIM図面審査に取組み易くするために作成したもの（参考テンプレートの利用は任意）
 - 自社テンプレートを保有している場合には、その改善のための参考としてもよい

■ 参考テンプレートによる防火区画図の例



■ 参考テンプレートによる防火設備関係明示の例



<サンプルモデル>

- 入出力基準を満たすよう入力したBIMデータの例
 - S造 1,000m²事務所モデルについては、右表に示す10種類のBIMソフトで作成
 - RC造 3,000m²庁舎モデルについては、Revit版とArchicad版を公開
- BIM図面審査への申請が可能なBIMデータの例として作成したもの
- 申請者による申告項目の一部を「一例」として選択し、作成したもの

注記

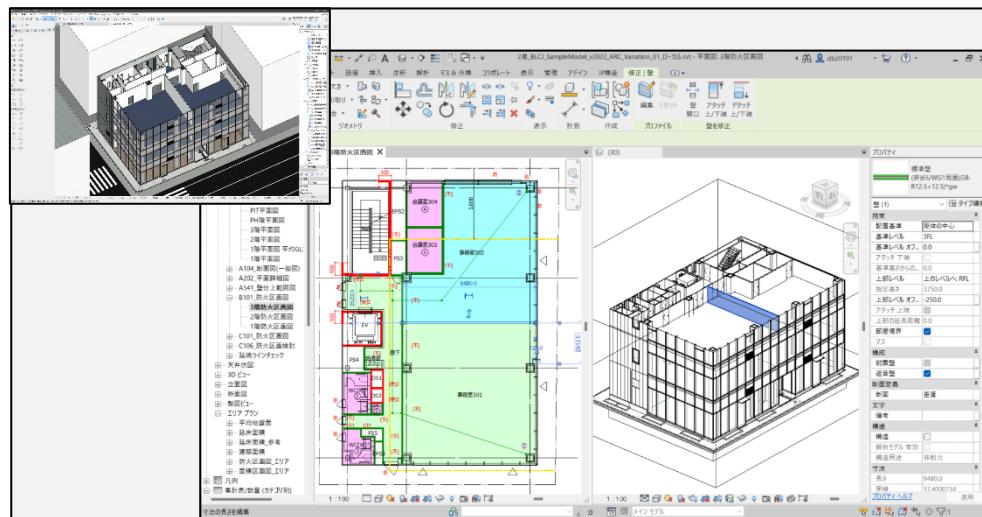
- ・本サンプルモデルは、「設計BIMワークフローガイドライン」（建築設計三会）の「S3」レベルを想定したものです。また、BIM図面審査の理解を助けるための参考モデルですので、全ての法適合を満たすものではありません。

■ 公開しているサンプルモデル等

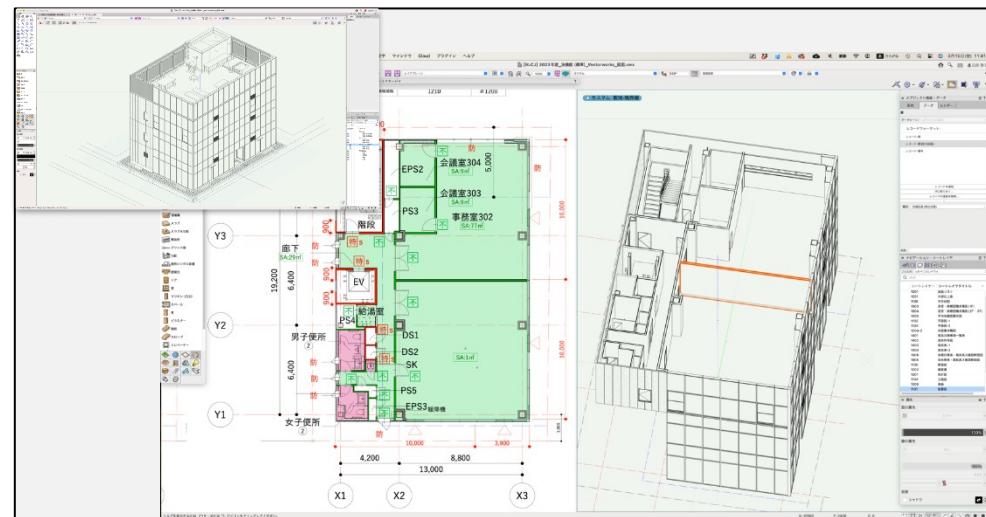
種別	BIMソフトウェア	ネイティブデータ	申請図PDF	参考IFCデータ	設計者チェックリスト記入例
意匠	Revit	○	○	○	○
	Archicad	○	○	○	○
	Vectorworks	○	○	○	○
	GLOOBE	○	○	○	○
構造	Revit	○	○	○	○
	Revit	○	○	○	○
(電気機械)	Rebro	○	○	○	—
	CADWe' ll Tfas/Linx	○	○	○	—
	CADEWA Smart	○	○	○	—
	FILDER Ceed	○	○	○	—

S造 1,000m²事務所モデル（意匠）

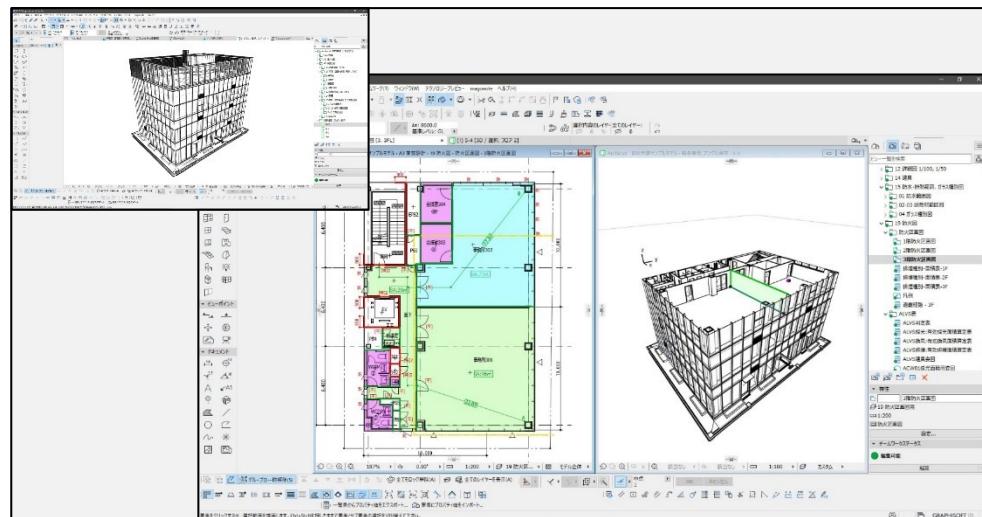
Revit



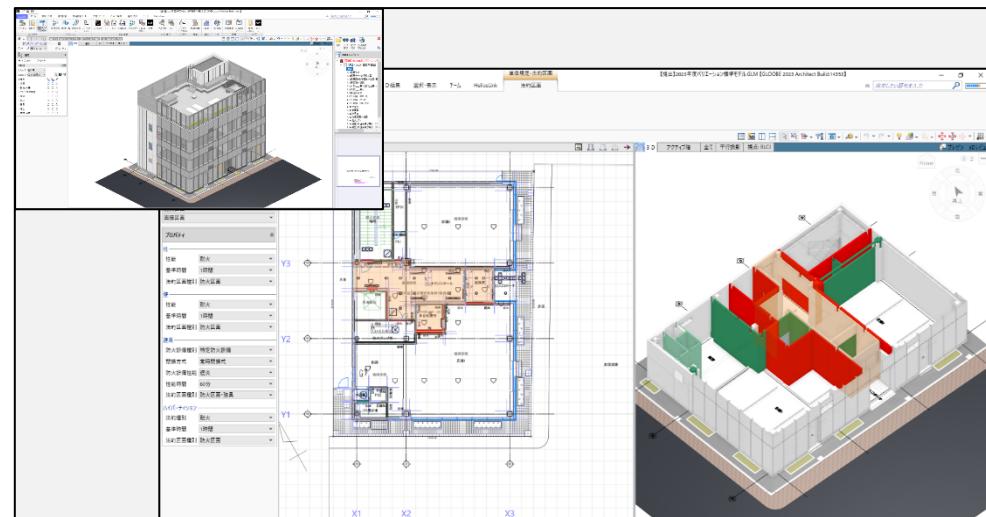
Vectorworks



Archicad

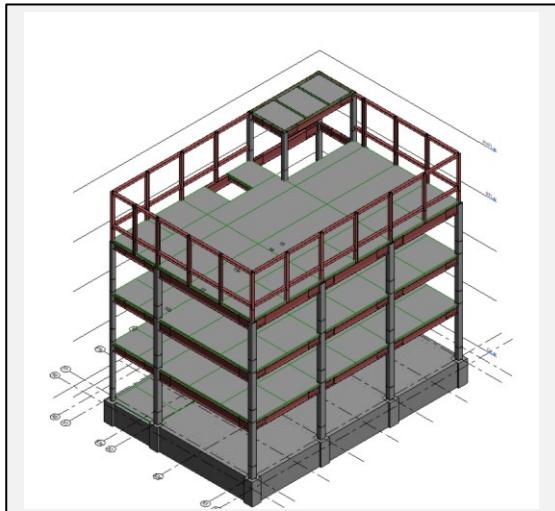


GLOOBE



■ サンプルモデル（構造）

Revit

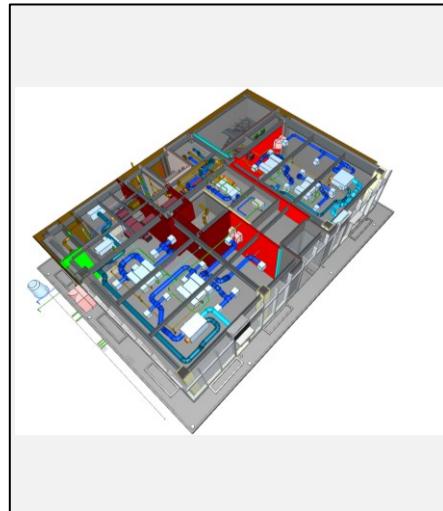


■ サンプルモデル（設備）

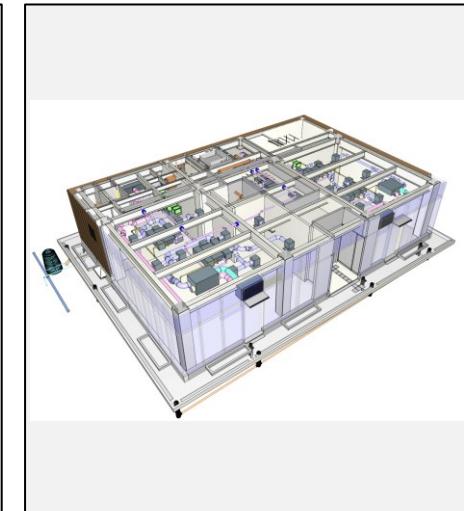
Revit



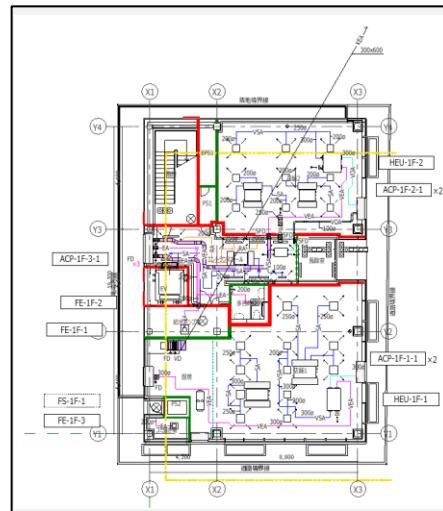
Rebro



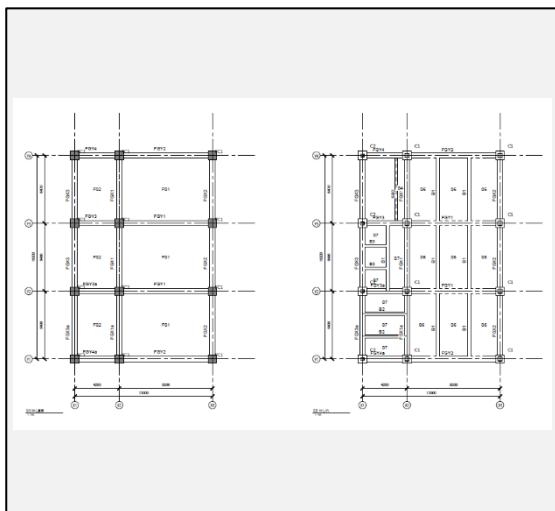
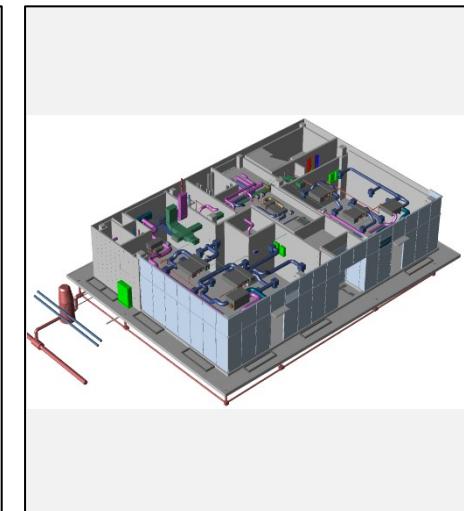
CADWe' ll Linx



CADEWA Smart



FILDER CeeD



<サンプルモデルより出力した確認申請図>

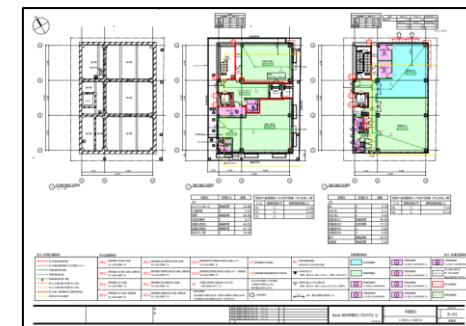
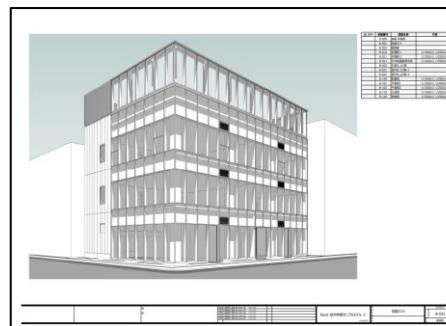
- 入出力基準を満たすよう出図した申請図例

- 各サンプルモデルのデータから出力可能な図面を、参考し易いようにPDF出力して公開したもの

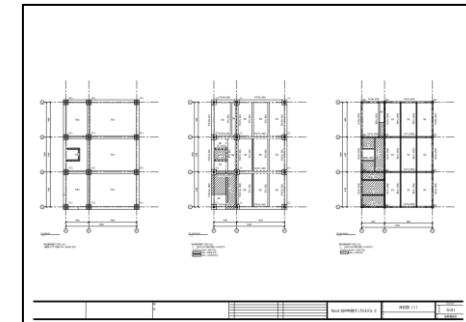
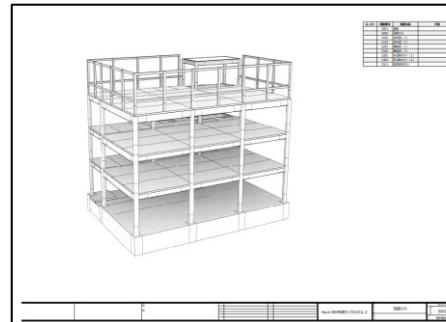
注記

- 入出力基準に関連する図面のみを出力しており、確認申請に必要な図面を全て揃えたものではありません。

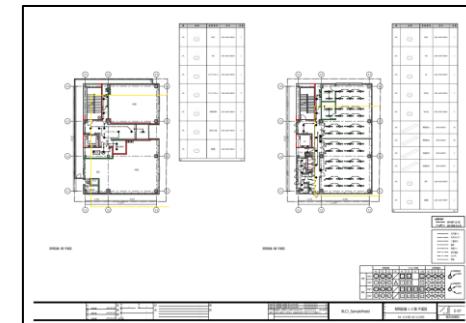
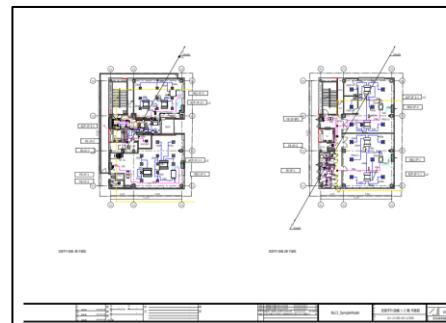
■ 公開している確認申請図例
意匠図



構造図



設備図



<入出力基準適合申告書記入例>

- 申請者がBIM由来の整合を申請する際に用いる申告書の記入例

- ・各サンプルモデルに対応したもの
- ・申請者による申告項目の一部を「一例」として選択し、作成したもの

注記

- ・記入例は、建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン 別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（案）（令和7年6月）に基づくものであり、同申告書（事前公表版）（令和7年12月）に対応したものではありません。

■ 公開している申告書記入例（一部）

(第二面) 意匠

※：継続検討中のため、サンプルモデルではPDFを添付していません。

番号	明示すべき事項等	入出力基準に従い作成した部分										入出力基準に従い作成した図書										備考	
		付添面図※	配面図	地盤・平均地盤面積図	敷地面積求積図	各層・各室の床面積	用物の床面積	防火区分の床面積	防煙区分の床面積	各部面図	立面図	断面図	換気計算書	排煙計算書	耐火構造等の算定結果図	天井図※							
意-001	敷地境界線	①形状	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		③各辺の長さ	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		④敷地面積	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
意-002	方位	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
意-003	通り芯	①形状	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		②符号	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		③通り芯間の寸法	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
意-004	外壁	①形状	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		②位置（寸法含む）	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
意-005	軒、ひさし等	①平面形状	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		②位置（寸法含む）	-	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
意-006	間仕切壁	①形状	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		②位置（寸法含む）	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
意-007	各室の用途	①室名等	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	採光・排煙計算書はRevitでは完成できなためExcelを備貯付
意-008	各階基準線	①形状	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		②符号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		③各階基準線間の寸法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
意-009	各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根）	①断面形状	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		②地盤面からの建築物の各部分の高さ、平均地盤面からの建築物の各部分の高さの寸法	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
意-010	建築面積の求めに必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
意-011	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

＜サンプルモデルパラメータに関する補足説明資料＞

- 関連パラメータのソフトウェア間の対応表

- 各サンプルモデルにおいて、申告項目に対して、データ作成をどのように行ったかを、その違いが分かるようBIMソフトごとにまとめたもの

■ 公開しているサンプルモデルパラメータに関する補足説明資料(一部)

注記

- ・サンプルモデルによっては、パラメータの値を入力せず、オブジェクト等により対象となるデータを作成しています。その場合は、該当する各欄に「※オブジェクト」のようにパラメータを利用していないことを※印で示しています。
- ・BLCJ BIMオブジェクト標準Ver2.0のパラメータ名には、まだ一般公開されていないものが含まれています。

＜ソフトウェアごとの用語読み替え表＞

- ソフトウェアごとに入出力基準の用語に
対応する用語を整理

- 入出力基準の用語と各ソフトウェアにおける用語が異なる場合があるため、主として設計者の理解を助けるために作成したもの

■ 公開している用語読み替え表（一部）

番号	入出力基準		ソフト	ソフト毎の備考	
	入出力基準に無い操作手順で、監視窓の操作が求められる項目	入出力の方法		入出力基準書	入出力基準書参照
R-001	物理地界線	①形状 ②属性 ③地盤境界 ④地盤境界線など ⑤外寸 ⑥外寸の長さ ⑦敷地面積	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	地盤境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各面図に二次元加筆で表記する。立面図および断面図への地盤境界線の形状は二次元加筆で表記する。	
				地盤境界線では皆含むオブジェクトが無いため、監視窓の操作で運動する値やフレームやシルエットを用いて入力する。オブジェクトで地盤境界線を操作する場合はタブドリップ(選択マーク)で作成して各面図に整合を難しくする。それ以外のやり方では各辺の長さの属性情報は表示できないので二次元加筆で表記する。	
				地盤境界線の種別は属性情報として入力することができないため、各面図に二次元加筆で表記する。立面図および断面図への地盤境界線の形状は二次元加筆で表記する。	
				種別は、境界線オブジェクトで地盤境界・地盤オブジェクトの外形線に属性情報として入り、敷地面積は、敷地面積時に計測が行われる	
R-002	方位	~	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	標準機能ではオフオブジェクトを無いため、回転角度を入力するため面図北上向きが回転する一般注釈オブジェクトを用いる等で対応する。	
				特にソフト特有の読み替えは無いが、方位オブジェクトは「プロジェクトの北に図」で設定をアカティブにすること。	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
R-003	通り芯	①形状 ②属性 ③通り芯の寸法	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	断面図や立面図の切削面と直交していない通り芯は表示することができないため、その部分は二次元加筆で表示・表記する。	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
R-004	外壁	①形状 ②位置	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				特にソフト特有の読み替えは無いが、外壁によっては仕様オブジェクトを利用することもあり	
R-005	軒、ひさし等	①形状 ②位置	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				特にソフト特有の読み替えは無いが、仕様によっては3Dカタログ部品や汎用オブジェクトを利用する事もあり	
R-006	部仕切壁	①形状 ②位置	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
R-007	各室の用途	①室名等	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				構造申請書第五画面の「用途」は、床構造区画オブジェクトに属性情報として入力し、床ごとに用途別床面積計算を行う	
R-008	各階基準線	①形状 ②属性 ③各階基準線の寸法	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	ソフト特有の読み替えは無い	
				各階基準線の形状、符号はプロパティ表示設定を用いる	
				ソフト特有の読み替えは無い	
				ソフト特有の読み替えは無い	
R-009	各階の床・軒・ひさし・腰壁・天井のない場合は、屋根	①形状 ②地盤面からの距離 ③各階基準線の寸法	Revit ArchCAD Vectorworks GLOOBE	地盤面・平均地盤算定式算出した数値と、立面図に表示するレベルを設定するオブジェクトは運動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。	
				地盤面・平均地盤算定式算出した数値と、立面図に表示するレベルを設定するオブジェクトは運動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。	
				地盤面・平均地盤算定式算出した数値と、立面図に表示するレベルを設定するオブジェクトは運動させる事ができないため、手動で数値を整合させる必要がある。	
				特にソフト特有の読み替えは無いが、必ず法規チェック機能を使い作成する(平均地盤算定機能など)	

● 建築BIM推進会議HP

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>

※ページ中段「成果物等」において以下を公開

- ・ 建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン（事前公表版）（令和7年11月）
 - ・ 別紙1：入出力基準（事前公表版）（令和7年11月）
 - ・ 別紙2：BIM図面審査における入出力基準適合申告書（事前公表版）（令和7年11月）
 - ・ 別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（事前公表版）（令和7年12月）
- ・ BIM図面審査 申請・審査マニュアル（案）（令和7年11月）

● (一財) 建築行政情報センター (ICBA) HP

- ・ 確認申請用CDE

https://www.icba.or.jp/denshishinsei/kakuninshinsei_cde.html

- ・ 確認申請用CDE 説明会

https://www.icba.or.jp/denshishinsei/kakuninshinsei_cde.html#2

● BIM審査ポータルサイト

<https://bimpermit.jp/>

● 支援ツール【参考】※1の公開

- ・ BIMライブラリ技術研究組合HP
- ・ BIM GATE（建築設計三会）のHP※2

https://blcj.or.jp/sample_form

<https://bimgate.jp/column/2160>

※1【参考】は、一律に設計者の入力方法や表現方法を縛るものではありません。

※2参考テンプレートの一部を公開

今後のスケジュール

- BIM図面審査開始までのスケジュール(予定)
- 説明会、講習会

	R6年度 まで	R7年度				R8年度 以降
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
BIM図面審査 制度の整備				<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; text-align: center;">本日(12/16)</div>		<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; text-align: center;">BIM図面審査開始 (R8年4月1日予定)</div>
		★BIM図面審査ガイドライン（案） ★入出力基準（案） ★入出力基準適合申告書（案） ★確認申請図書表現標準（素案） ★BIM図面審査マニュアル（素案）		★事前公表版 ★事前公表版 ★事前公表版 ★事前公表版 ★案	★初版 ★初版 ★初版 ★初版 ★初版	
確認申請用 CDE (ICBA)			★制度説明会実施(7/10)		★制度説明会実施 (東京、大阪) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">全国7箇所で開催予定 (札幌、仙台、東京、 名古屋、大阪、広島、福岡)</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">審査者向け 講習会</div>	制度説明動画配信
			★説明会実施 (5/22)	★説明会実施 (8/28) ★説明会実施 (10/16) ★正式料金体系公開 ★説明会実施 (11/27) ★WEBポータル開設 (12/1)		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">運用準備 (ユーザー側)</div>

現時点での予定であり、今後変わり得る点にご留意ください。

	制度説明会	審査者向け講習会	ICBA確認申請用CDE説明会	ICBA確認申請用CDE講習会	設計者向け講習動画（BLCJ）
対象者	建築主、設計者 審査者、ベンダー 等	審査者	設計者、審査者 等	設計者、審査者 等	設計者 等
内容	<ul style="list-style-type: none"> 制度の概要 申請・審査の流れ 申請・審査環境 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の概要 申請・審査の流れ 申請・審査環境 申告書に基づいた審査の演習 	<ul style="list-style-type: none"> CDEの概要 CDEを利用した確認申請・審査の流れ CDE導入のスケジュール CDEの料金 等 	<ul style="list-style-type: none"> CDE利用者の特性に応じた具体的な操作方法 等 	<ul style="list-style-type: none"> BIM図面審査の導入のポイント 等
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> オンライン説明会（7/10） 現地説明会 東京（12/16） 大阪（12/19） オンライン動画※（現地説明会実施後、公開予定） ※オンライン講習コンテンツを拡充予定 	<p>現地講習会 (開催場所：札幌、仙台、東京3回、名古屋、大阪2回、広島、福岡) (2月～3月初旬頃実施予定)</p>	<p>オンライン説明会 (5/22) (8/28) (10/16) (11/27)</p>	<p>講習、オンライン動画配信 (2～3月ごろ段階的に実施予定)</p>	オンライン動画配信
その他	オンライン動画は後日公開予定	詳細決まり次第案内予定	—	詳細はICBA資料参照	BLCJのHPにて公開中 https://blcj.or.jp/

※このほか、設計者向けの更なる講習の機会について調整中

その他

- ・ 建築GX・DX推進事業

建築物のLCAの実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCAの実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

＜現行制度の概要＞

● 補助要件

＜BIM活用型＞

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

＜LCA実施型＞

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと

● 補助額等

＜BIM活用型＞

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛け増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

＜LCA実施型＞

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円／件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円／件

※ LCA算定に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

＜BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ＞

